

令和 7 年度

公 共 用 水 域 及 び 地 下 水 の
水 質 の 測 定 に 関 す る 計 画

令和 7 年 3 月

兵 庫 県

目 次

1	令和 7 年度公共用水域の水質測定計画	1
2	令和 7 年度公共用水域の水質測定計画表	8
3	機関別・項目別検体数一覧表	22
4	令和 7 年度地下水の水質測定計画	25
5	令和 7 年度地下水の水質測定計画表	32
6	調査区分別・機関別・項目別検体数一覧表	46
7	令和 7 年度水質測定地点図	49
8	環境基準	59

令和 7 年度 公共用水域水質測定計画

令和7年度公共用水域水質測定計画

(趣旨)

この水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、兵庫県内の公共用水域の水質測定について、必要な事項を定めるものとする。

(測定項目)

1 測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 一般項目

気温、水温、外観（油膜の目視調査を含む）、臭気、透視度、透明度、流量

(2) 生活環境項目

pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）、全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩

(3) 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン(D-D)、チウラム、シマジン(CAT)、チオベンカルブ(ベンチオカーブ)、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(4) 要監視項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅(有機銅)、クロロタロニル(TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロルボス(DDVP)、フェノブカルブ(BPMC)、イプロベンホス(IBP)、クロルニトロフェン(CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、クロロエチレン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、フェノール、ホルムアルデヒド、4-tert-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール、PFOS及びPFOA

(5) トリハロメタン生成能

クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモホルムの合計値

(6) 特殊項目

フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム

(7) その他の項目

塩化物イオン、塩素量、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、磷酸性リン、陰イオン界面活性剤、一般細菌等

(測定地点)

- 2 測定地点は、別添「公共用水域の水質測定計画表」に掲げる河川 235 地点、湖沼 1 地点、海域 92 地点の 328 地点とする。

(測定回数)

- 3 測定回数は、原則として次のとおりとする。

(1) 一般項目及び生活環境項目

- ア 環境基準点及び重要な利水点においては、年間を通じ、月 1 日以上各 1 日について 1 回以上採水分析する（以下「通年調査」という）ものとする。
- イ その他の測定地点においては、年間を通じ、原則年 4 日以上、各 1 日について 1 回以上採水分析する（以下「一般調査」という。）ものとする。
- ウ 環境基準点及びこれに準ずる地点においては、水質の日間変動、水利用を考慮して年間を通じ 1 日以上、各 1 日につき 2 時間間隔で 13 回採水分析する（以下「通日調査」という）ものとする。

(2) 健康項目

年 1 日以上、各 1 日について 1 回以上採水分析するものとする。このうち 1 日以上は、原則として全項目について実施する。

(3) 要監視項目、特殊項目及びその他の項目

年 1 日以上、各 1 日について 1 回以上採水分析するものとする。

(採水時期)

- 4 採水時期は、原則として次のとおりとする。

(1) 河川

- ア 採水日は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとする。
- イ 低水流量時及び水利用が行われている時期を含めるものとする。

(2) 湖沼

- ア 採水日は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとする。
- イ 水質が水利用に悪影響を及ぼす時期を含めるものとする。

(3) 海域

- ア 採水日は、大潮時の風や雨の影響の少ない日を選ぶものとする。
- イ 水質が水利用に悪影響を及ぼす時期を含めるものとする。

(採水地点及び採水方法)

- 5 採水地点及び採水方法は、原則として次のとおりとする。

(1) 河川

採水地点は原則として流心とし、水面から水深の 2 割程度の深さで採水するものとする。

(2) 湖沼

循環期には、表層から採水する。停滞期には、深度別に多層採水を行う。深度の区分は、5～10mごとを標準とする。

(3) 海域

表層（海面下0.5m）及び中層（同2m）の2層又は必要に応じて底層を含む3層から採水するものとする。

(測定方法)

- 6 測定方法は原則として別表－1に掲げる方法によるものとする。なお、この方法によらない場合には、測定結果報告の際に特記するものとする。

(測定機関)

- 7 測定機関は別添「公共用水域の水質測定計画表」によるものとし、必要に応じて関係機関で協議するものとする。

(緊急モニタリング)

- 8 災害が発生した場合等で公共用水域への汚染が懸念される場合にあっては、緊急的に健康項目を中心に調査を実施する。測定地点については、影響が及ぶと想定される地点を適宜選定し、測定回数については、流達時間を考慮し、適宜定める。

(測定結果)

- 9 測定結果は、採水月の翌月の末までに、原則として別途定めるフォーマットにより電子ファイルで知事あて送付するものとする。ただし、最終の3月に実施の測定結果は4月15日までに送付するものとする。なお、健康項目で環境基準値を超えたことが判明したときは、速やかに通報するものとする。

別表―1 測定方法（公共用水域）

調査項目		測定方法	単位	報告下限値	定量下限値	基準値 (指針値)
一般項目	気温	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-1 6.2に定める方法	℃	—	—	—
	水温	規格K0102-1 6.3に定める方法	℃	—	—	—
	外観	規格K0102-1 7に定める方法又は標準色票(日本色彩研究所製作)による方法		—	—	—
	臭気	規格K0102-1 11.2に定める方法		—	—	—
	透視度	規格K0102-1 8に定める方法		1	—	—
	透明度	海洋観測指針(気象庁編)に定める方法		0.1	—	—
	流量	原則として水質調査方法(昭和46年環水管第30号)又は規格K0094の8.4に定める方法	m ³ /sec	0.01	0.01	—
	pH	規格K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法		—	—	
	DO	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	mg/L	0.5	0.5	
	BOD	規格K0102-1 18に定める方法	mg/L	0.5	0.5	
生活環境項目	COD(酸性法)	規格K0102-1 17.2に定める方法	mg/L	0.5	0.5	
	SS	昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「告示」という。)付表8に掲げる方法	mg/L	1	1	
	大腸菌数	規格K0102-5 5.6.2(規格K0102-5 5.6.2.7を除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望しく、12時間以内に試験する。)	CFU/100mL	1	1	類型による
	油分等	河川、湖沼にあっては規格K0102-1 22に定める方法 海域にあってはK0102-1 22.5に定める方法	mg/L	0.5	0.5	
	全窒素	規格K0102-2 17.3、17.4又は17.5(規格K0102-2 17.5.3.2を除く。)に定める方法 海域にあっては規格K0102-2 17.4又は17.5(規格K0102-2 17.5.3.2を除く。)に定める方法	mg/L	0.05	0.05	
	全磷	規格K0102-2 18.4(規格K0102-2 18.4.1.4のbを除く。)に定める方法	mg/L	0.003	0.003	
	全亜鉛	規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	mg/L	0.001	0.001	
	ノニルフェノール	告示付表9に掲げる方法	mg/L	0.00006	0.00006	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	規格K0102-4 6.2.5に定める方法	mg/L	0.0006	0.0006	
	カドミウム	規格K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法	mg/L	0.0003	0.0003	0.003
健康項目	全シアン	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は付表1(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方法	mg/L	0.1	0.1	検出されないこと
	鉛	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	六価クロム	規格K0102-3 24.3(規格K0102-3 24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から2までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から2までに定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(規格K0102-3 24.3.3.4のb)による場合に限り、)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	mg/L	0.01	0.01	0.02
	砒素	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	総水銀	告示付表2に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.0005
	アルキル水銀	告示付表3に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	検出されないこと
	PCB	告示付表4に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.002	0.002	0.02
	四塩化炭素	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
	1,2-ジクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.0004	0.0004	0.004
健康項目	1,1-ジクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.01	0.01	0.1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.004	0.004	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0005	0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006
	トリクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	テトラクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.01
	1,3-ジクロロプロペン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
	チウラム	告示付表5に掲げる方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006
	シマジン	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0003	0.0003	0.003
	チオベンカルブ	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	0.02
健康項目	ベンゼン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	セレン	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	次の方法で算出した硝酸性窒素の濃度と亜硝酸性窒素の濃度の和を硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度とする。 ア 硝酸性窒素 規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法により硝酸イオン濃度を測定し、その濃度に係数0.2259を乗じて硝酸性窒素濃度を算出する。 イ 亜硝酸性窒素 規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法により亜硝酸イオンを測定し、その濃度に係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素濃度を算出する。	mg/L	0.055	0.055	10
	ふっ素	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ml に硫酸10ml、りん酸60ml 及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250ml を混合し、水を加えて1,000ml としたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102-2 5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。)及び規格K0102-2 5.5に定める方法	mg/L	0.08	0.08	0.8
	ほう素	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法	mg/L	0.05	0.05	1
	1,4-ジオキサン	告示付表7に掲げる方法	mg/L	0.005	0.005	0.05

調査項目		測定方法	単位	報告下限値	定量下限値	基準値 (指針値)
要 監 視 項 目	クロロホルム	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.006(健康) 0.0006(生物)	0.006(健康) 0.0006(生物)	0.06(健康) 類型による(生物)
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.004	0.004	0.04
	1,2-ジクロロプロパン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.006	0.006	0.06
	p-ジクロロベンゼン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.02	0.02	0.2
	イソキサチオン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成5年4月28日付け環水規第121号。以下「通知」という。)付表1の第1、第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
	ダイアジノン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.005
	フェントロチオン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0003	0.0003	0.003
	イソプロチオラン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.004	0.004	0.04
	オキシ銅	通知付表第2に掲げる方法	mg/L	0.004	0.004	0.04
	クロロタニール	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.004	0.004	0.05
	プロピザミド	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
	EPN	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006
	ジクロロボス	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
	フェノブカルブ	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	0.03
	イプロベンホス	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
	クロロニトロフェン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0001	0.0001	—
	トルエン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.06	0.06	0.6
	キシレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.04	0.04	0.4
	フタル酸ジエチルヘキシル	通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.006	0.006	0.06
	ニッケル	規格K0102 59.3に定める方法又は通知付表4若しくは通知付表5に掲げる方法	mg/L	0.001	0.001	—
	モリブデン	規格K012 68.2に定める方法又は通知付表4若しくは通知付表5に掲げる方法	mg/L	0.007	0.007	0.07
	アンチモン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(平成16年3月31日付け環水企発第040331003号、環水土発第040331005号。以下「通知2」という。)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	0.02
	塩化ビニルモノマー	通知2付表1に掲げる方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
	エピクロヒドリン	通知2付表2に掲げる方法	mg/L	0.00003	0.00003	0.0004
	全マンガン	規格K0102 56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	mg/L	0.02	0.02	0.2
	ウラン	通知2付表4の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
目	フェノール	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(平成15年11月5日付け環水企発第031105001号、環水管第031105001号。以下「通知3」という。)付表1に掲げる方法	mg/L	0.001	0.001	類型による
	ホルムアルデヒド	通知3付表2に掲げる方法	mg/L	0.003	0.003	
	4-tert-オクチルフェノール	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(平成25年3月27日付け環水大発第1303272号。以下「通知4」という。)付表1に掲げる方法	mg/L	0.00003	0.00003	
	アニリン	通知4付表2に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	
	2,4-ジクロロフェノール	通知4付表3に掲げる方法	mg/L	0.0003	0.0003	
	PFOS及びPFOA	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(令和2年5月28日付け環水大発第2005281号、環水大土発第2005282号。)付表1に掲げる方法	ng/L	5 PFOS 2.5 PFOA 2.5	5 PFOS 2.5 PFOA 2.5	50
	トリハロメタン生成能	平成7年環境庁告示第30号別表に定める方法	mg/L			
特 殊 項 目	フェノール類	規格K0102-4 5.2に定める方法又はEPA準拠自動分析法(4-アミノアンチピリン法)	mg/L	0.01	0.01	—
	銅	規格K0102-3 11.2、11.3、11.4、11.5又は11.6に定める方法	mg/L	0.001	0.001	—
	鉄(溶解性)	規格K0102-2 16.2、16.3、16.4、16.5又は16.6に定める方法	mg/L	0.01	0.01	—
	マンガン(溶解性)	規格K0102-2 15.2、15.3、15.4又は15.5に定める方法	mg/L	0.01	0.01	—
	クロム	規格K0102-3 24.2に定める方法	mg/L	0.01	0.01	—

調査項目		測定方法	単位	報告下限値	定量下限値	基準値 (指針値)
その他の項目	塩化物イオン	規格K0102-2 6に定める方法又は自動分析法(チオンアン酸第二水銀－吸光光度法)	mg/L	1	1	—
	塩素量	海洋観測指針に定める方法	‰	0.1	0.1	—
	アンモニウム性窒素	河川は規格K0102-2 13、湖沼は上水試験方法、海域は海洋観測指針に定める方法	mg/L	0.01	0.01	—
	亜硝酸性窒素	河川は規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4、湖沼は同上、海域は海洋観測指針又は水質化学分析法(三宅康雄・北野康共著、地人書館)に定める方法	mg/L	0.005	0.005	—
	硝酸性窒素	河川は規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7、15.8又はEPA準拠自動分析法(Cd-Cu還元、ナフチルエチレンジアミン法)、湖沼及び海域は同上	mg/L	0.05	0.05	—
	磷酸性燐	河川は規格K0102-2 18.2、湖沼及び海域は同上	mg/L	0.01	0.01	—
	陰イオン界面活性剤	規格K0102-4 6.2に定める方法又は自動分析法(メチレンブルー吸光光度法)	mg/L	0.01	0.01	—
	一般細菌	上水試験方法に定める方法又は水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号。以下「省令」という。)別表1-(4)に掲げる方法	個	1	1	—
	総硬度	上水試験方法に定める方法又は規格K0102-3 10.2 ICP発光分析法		1	1	—
	蒸発残留物	上水試験方法に定める方法又は規格K102-1 14.4	mg/L	1	1	—
	色度	上水試験方法に定める方法	度	1	1	—
	濁度	上水試験方法に定める方法又は省令別表6-(2)に掲げる方法	度	1	1	—
	電気伝導率	規格K0102-1 13に定める方法	μ s/cm	1	1	—
	溶解性COD	メンブランフィルター(0.45 μ m)ろ過後、規格K0102-1 17.2に定める方法	mg/L	0.5	0.5	—
	クロロフィルa	海洋観測指針に定める方法又は上水試験方法20.2に定める方法	mg/m3	0.1	0.1	—
	プランクトン	海洋観測指針に定める方法				

令和7年度測定計画表(河川)

(注) 表中の数値は年間の測定回数を示す。以下同じ。

令和7年度測定計画表(河川)

流域名	水	環境基準	地点名	測定点No.	測定機関	通年調査	通日調査	流量	生活環境項目										健康項目																										
									pH	BOD	COD	SS	大腸菌数	油分	全窒素	全リン	ノニルフェノール	カドミウム	シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	1,1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸・亜硝酸性窒素	ふっ素	1,4-ジオキサン			
阪神地区	鳴尾新川		中川橋	1	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4		1				
			真砂橋	2	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																2	4	4	4			
	新堀川		中津橋	3	西宮市	○			12	12	12	12	12	12	12	4		4	4	4	4	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	12		2		
			平子瀬口2丁目	4	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																	2	4				
	野田川		九郎橋上流	5	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																	2	4				
			下広田橋	6	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																		2	4			
	東川		観水南公園	7	西宮市	○			12	12	12	12	12	12	12	4	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	12	4	4	2	
			二つ橋	8	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																		2	4			
	津門川		神祇官橋	9	西宮市	○			12	12	12	12	12	12	12	4	2	2	4	4	4	4	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	12	12	4	2	
			住江橋	1	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																		2	4			
	洗戎川		流末	11	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4		1		
		C/A	銀水橋	12	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																		2	4			
	夙川		大井手橋	13	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																		2	4			
			○夙川橋	14	西宮市	○			12	12	12	12	12	12	2	12	12	4	2	2	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	12	4	4	2	
			葦原橋	15	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																		2	4			
	久出川		流末	16	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																		2	4			
			流末	17	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																		2	4			
	堀切川		阪神電鉄南	18	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4		1		
	宮川		宮川橋	19	兵庫県				1	1	1	1	1	1		1	1	1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1		
	芦屋川		上水源取水口	2	兵庫県				1	1	1	1	1	1																															
			栗平橋	21	兵庫県				1	1	1	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1		
神戸市	山田川		亀ヶ坪橋	1	神戸市				4	4	4	4	4	4	4	4		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	
	塩屋谷川		流末	2	神戸市				4	4	4	4	4	4	4	4		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	
	一の谷川		流末	3	神戸市				4	4	4	4	4	4	4	4		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	
	千森川		流末	4	神戸市				4	4	4	4	4	4	4	4		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	
	苅藻川		八雲橋	5	神戸市				4	4	4	4	4	4	4	4					4																			4					
	天王谷川		雪割所公園東	6	神戸市				4	4	4	4	4	4	4	4					4																			4					
	住吉川		住吉川橋	7	神戸市	○			12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	
	都賀川		昌平橋	8	神戸市	○			12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2		
	生田川		小野柄橋	9	神戸市	○			12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2		
	布引水源池		水源池上流	1	神戸市	○			1	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	12	2	2	
	新湊川		南所橋	11	神戸市	○			12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	
	妙法寺川		若宮橋	12	神戸市	○			12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	
	福田川	E	○福田橋	13	神戸市	○			12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2		
淡洲本川	志筑川		志筑橋	1	兵庫県				4	4	4	4	4	4	4	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1		1			
	上加茂橋		上加茂橋	1	兵庫県				1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1									
	瀬橋		瀬橋	2	兵庫県				1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1		1			
	樋戸野川		馬木橋	3	兵庫県				4	4	4	4	4	4																															
	千草川		物部橋	4	兵庫県				1	1	1	1	1	1																															
明石川	明石川上流	B	藤原橋	1	神戸市	○			12	12	12	12	12	12	4	4	4	4																						4					
			玉津大橋	2	神戸市	○			12	12	12	12	12	12	4	4	4	4																						4					
			○上水源取水口	3	神戸市	○			12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	
	明石川下流	C	○嘉永橋	4	明石市	○			12	12	12	12	12	12	4	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	4	4	4	
	木津川		流末	5	神戸市				4	4	4	4	4	4	4	4																									4				
	木見川		流末	6	神戸市				4	4																																			

地 点 名	要 査 視 項 目																											特 殊 項 目		そ の 他 の 項 目										濁 度					
	クロロホルム	トリス1,2-ジクロロエチレン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	オキシ銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フェノプカルブ	イプロペンホス	クロロニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニックル	モリブデン	アンチモン	塩化ビニルモノマー	エピクロロヒドリン	全マンガ	ウラン	フェノール	ホルムアルデヒド	4-tertオクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール	PFOA・PFOS	トリハロメタン生成能	フエノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	塩化物イオン	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素		陰イオン界面活性剤	総硬度	蒸発残留物	電気伝導率	色度
中川橋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	1	2	2	2	2	4	4	4	4	4	1		4		
真砂橋																													1			1	1	1	1	4	4	4	4	4			4		
中津橋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	1	2	2	2	2	12	12	12	12	12	2		12		
甲子園口2下目																															1	1	1	1	4	4	4	4	4			4			
九郎橋上流																															1	1	1	1	4	4	4	4	4			4			
下広田橋																															1	1	1	1	4	4	4	4	4			4			
観水南公園	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	12	12	12	12	12	2		12				
二ツ橋																													1		1	1	1	1	4	4	4	4					4		
神祇官橋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4	4	2	12	12	12	12	12	2		12			
住江橋																													1		1	1	1	1	4	4	4	4					4		
流末																													1		1	1	1	1	4	4	4	4	1			4			
銀水橋																													1		1	1	1	1	4	4	4	4					4		
大井手橋																													1		1	1	1	1	4	4	4	4					4		
夙川橋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4	4	4	12	12	12	12	12	2		12				
腹原橋																													1		1	1	1	1	4	4	4	4					4		
流末																													1		1	4	4	1	4	4	4	4					4		
流末																													1		1	1	1	1	4	4	4	4					4		
阪神電鉄南																													1		1	1	1	1	4	4	4	4	1			4			
宮川橋																													1						1	1	1	1							
上水源取水口																													1																
栗平橋																													1						1	1	1	1							
亀ヶ坪橋																													1		1	1	1	1	4	4	4	4							
植屋谷川流末																													1		1	1	1	1	4	4	4	4							
一の谷川流末																													1		1	1	1	1	4	4	4	4							
千森川流末																													1		1	1	1	1	4	4	4	4							
八雲橋																													1		1	1	1	1	4	4	4	4							
雪御所公園東																													1		1	1	1	1	4	4	4	4							
住吉川橋																													1		1	1	1	1	4	4	4	4							
昌平橋																													1		1	1	1	1	4	4	4	4							
小野柄橋																													1		1	1	1	1	4	4	4	4							
水源池上流																													1		2	2			2	12	12	12	12	2					
南所橋																													1		1	1	1	1	4	4	4	4							
若宮橋																													1		1	1	1	1	4	4	4	4							
福田橋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4								
志筑橋																													1						4	1	1	1	1						
上加茂橋																													1																
潮橋																													1						1	1	1	1							
馬木橋																													1																
物部橋																													1																
藤原橋																													4						4	4	4	4							
玉津大橋																													4						4	4	4	4							
上水源取水口	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	4	4						
嘉永橋	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4					12		
流末																													4						4	4	4	4							
流末																													4						4	4	4	4							
流末																													4						4	4	4	4							
水道橋																													4							4	4	4	4						
二越橋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4		1	1	1	1	4	4	4	4	4		

令和7年度測定計画表(河川)

河川・年度測定計画表(河川)										健康項目																														
流域名	水域名	基準点	基準点名	測定点No.	測定機関	通年調査	流量調査	生活環境項目												健康項目																				
								pH	BOD	COD	SS	大腸菌数	油分	全窒素	全リン	全亜鉛	ノニフェノール	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸・亜硝酸性窒素	ほう素
播磨	谷八木川	En	○谷八木橋	1	明石市	○	12	12	12	12	12	12	12	12	4	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	4	4	4	
鹿	赤根川		柳井橋	2	明石市	○	12	12	12	12	12	12	12	4	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	4	4	4	
地	瀬戸川		相弁橋	3	明石市	○	12	12	12	12	12	12	4	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	4	4	4	
区	鏡川		西区岩岡町	4	神戸市		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
都	印籠川		西区岩岡町	5	神戸市		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
市	喜瀬川	Dn	城橋上	6	加古川市		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	
河			○野波橋	7	兵庫県	○	12	12	12	12	12	12	3	6	6	4	1	1				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	4	4	6	4	4	
川			古宮橋	8	兵庫県			1	1	1	1	1			1	1					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
加	加古川上流	Af	芦田橋	1	兵庫県		1	1	1	1	1	1																												
古			錦橋	2	兵庫県		1	1	1	1	1	1					1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
川			○井原橋	3	兵庫県	○	12	12	12	12	12	12	1	6	6	4	1	1			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	4	4	6	4	4	
	加古川下流	Ba	船取橋	4	兵庫県		1	1	1	1	1	1					1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
			○板波橋	5	近畿地方整備局	○	12	12	12	12	12	12		12	12	4	4	4			1	1	2	1	2	1		2	1	1	1	1	1	1	1	1	4	2	2	4
			上庄橋(旧宮)	7	近畿地方整備局	○		13	12	12	13	13		12	12	4	4	4			1	1	1	1	2	1		1	2	1	1	1	1	1	1	1	4	2	2	4
		Ba	○加古川(橋元)	8	近畿地方整備局	○		12	12	12	13	12	1	12	12	4	4	4			1	1	2	1	2	1		1	2	1	1	1	1	1	1	1	4	2	2	4
			相生橋	9	近畿地方整備局																																			

令和7年度測定計画表(河川)

流域名	水環境基準点名	測定地点No.	測定機関	通年調査	通日調査	流量	生活環境項目										健康項目																								
							pH	BOD	COD	大腸菌数	油分	全窒素	全亜鉛	NO ₃ -N	NO ₂ -N	カドミウム	全シアン	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸・亜硝酸性窒素	ふっ素	1,4-ジオキサン		
河川	野田川		恵美酒橋	17	姫路市	○	12	12	12	12	12		3	3	3	1	1	2	2	3	2	3	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3		2	
	船場川上流	B4	○ 保城橋	1	姫路市	○	12	12	12	12	12	12	6	6	3	1	1	6	6	6	6	6	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2
	船場川下流	C4	保城橋		姫路市																																				
			白鷺橋	2	姫路市	○	12	12	12	12	12	12	6	6	3	1	1	2	2	3	2	3	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	
			手柄橋	3	姫路市	○	12	12	12	12	12	12	6	6	3	1	1	2	2	3	2	3	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	
			○ 加茂橋	4	姫路市	○	12	12	12	12	12	12	6	6	3	1	1	6	6	6	6	6	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	
			加茂橋		姫路市																																				
	大野川		宮跡橋	5	姫路市	○	12	12	12	12	12	4	3	3	3	1	1	2	2	3	2	3	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	
	夢前川	A4	糸田橋	1	姫路市	○	12	12	12	12	12	12	6	6	3	1	1	2	2	3	2	3	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	
			書写橋	2	姫路市	○	12	12	12	12	12	12	6	6	3	1	1	2	2	3	2	3	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	
			○ 蒲田橋	3	姫路市	○	12	12	12	12	12	12	6	6	3	1	1	6	6	6	6	6	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	
		B4	○ 京見橋	4	姫路市	○	12	12	12	12	12	12	6	6	3	1	1	6	6	6	6	6	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	
			菅生川																																						
	水尾川		今中橋	7	姫路市	○	12	12	12	12	12		3	3	3	1	1	2	2	3	2	3	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3		2	
播磨	汐入川		汐入橋	18	姫路市	○	12	12	12	12	12		3	3	3	1	1	2	2	3	2	3	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	
	大津茂川		朝日谷橋	19	姫路市	○	12	12	12	12	12		3	3	3	1	1	2	2	3	2	3	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	
			大平橋	2	姫路市	○	12	12	12	12	12		3	3	3	1	1	2	2	3	2	3	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3		2	
	宮内川		宮内橋	21	姫路市	○	12	12	12	12	12		3	3	3	1	1	2	2	3	2	3	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3		2	
	播保川上流	A4	霞賀橋(曲塵)	1	近畿地方整備局		4	4	4	4	4													2																	
			○ 穴賀橋(山崎)	2	近畿地方整備局	○	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	1	1	1	1	2	1		1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	2	2	
			○ 龍野橋	4	近畿地方整備局	○	12	12	12	12	12	12	1	12	12	4	4	4	1	1	1	1	2	1		1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	2	2
		B4	○ 王子橋(上川原)	5	近畿地方整備局	○	12	12	12	12	12	12	1	12	12	4	4	4	1	1	2	1	2	1		1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	2	2
	播保川下流		本町橋	6	近畿地方整備局			4	4	4	4																														
			引原川					1	1	1	1	1	1																												
			栗栖川					1	1	1	1	1	1																												
			林田川																																						
播磨	千種川上流	AA4	○ 室橋	1	兵庫県	○	12	12	12	12	12	12	6	6	4	1	1	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	4	4	6	4
			多賀橋	2	兵庫県			1	1	1	1	1	1																												
			小赤松橋	3	兵庫県			1	1	1	1	1	1																												
			○ 隠見橋	4	兵庫県	○	12	12	12	12	12	12	3	6	6	4	1	1	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	4	4	6	4
			有年橋	5	赤穂市			4	4	4	4	4	4																										4		
	千種川下流	A4	富原橋	6	赤穂市			4	4	4	4	4	4																									4			
			高雄橋	7	赤穂市			4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	1		
			○ 坂越橋	8	兵庫県	○	12	12	12	12	12	12	3	6	6	4	1	1	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	4	4	6	4
			新赤穂大橋	9	赤穂市			4	4	4	4	4	4																									4			
			志文川					1	1	1	1	1	1																									1	1		
播磨	佐用川		虚田橋	11	兵庫県			1	1	1	1	1	1																										1	1	
	鞍馬川		建武橋	12	兵庫県			1	1	1	1	1	1																									1	1		
	矢野川		若狭野橋	13	相生市	○	4	4	4	4	4	2		2	2	2		2	2	2	2	2	2		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	長谷川		上組橋	14	赤穂市			4	4	4	4	4	4																									5	1		
	加里屋川		中洲橋	23	赤穂市			4	4	4	4	4	4																									4			
			城南橋	24	赤穂市			4	4	4	4	4	4																									5	1		
			船渡橋	25	赤穂市			4	4	4	4	4	4																									5	1		
	大津川		石ヶ崎橋	26	赤穂市			4	4	4	4	4	4																									4			
	郡家川		上水源取水口	2	兵庫県		4	4	4	4	4	4		4	4	1		1	1	1	1	1	1															1	1		
	三原川		脇田橋	3	兵庫県		4	4	4	4	4	4		4	4	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1		
	大日川		新山王橋	4	兵庫県		4	4	4	4	4	4		4	4	1		1	1	1	1	1	1															1			

15

令和7年度測定計画表(河川)

流域名	水域名	環境基準	地点名	測定点No.	測定機関	通年調査	通日調査	流量	生活環境項目										健康項目																											
									pH	BOD	COD	SS	油分	大腸菌数	全窒素	全リン	全亜鉛	ノニルフェノール	カドミウム	全シアン	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-ジクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸・亜硝酸性窒素	ふっ素	1,4-ジオキサン				
円山川	円山川上流	A0	多々良木橋	1	兵庫県			1	1	1	1	1	1			1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1							
			玉置橋	2	兵庫県			1	1	1	1	1	1			1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1							
			○上小田橋	3	兵庫県	○		12	12	12	12	12	12	3	6	6	4	1	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	4	4	6	6	4	4					
			○上ノ橋(市営橋)	4	近畿地方整備局	○		12	12	12	12	12	12				12	4	4	1	1	1	2	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	2	2	4					
	円山川下流	B1	○立野大橋(立野)	5	近畿地方整備局	○		12	12	12	12	12	12			12	4	4	1	1	4	1	2	1		1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	2	2	4				
				近畿地方整備局		○		12	12	12	12																																			
			結和橋	6	近畿地方整備局			4	4	4	4																																			
			港大橋	7	近畿地方整備局			4	4	4	4									4		2																								
	大屋川		小城橋	8	兵庫県			1	1	1	1	1	1			1		1	1	1	1	1																								
	八木川		諏訪橋	9	兵庫県			1	1	1	1	1	1			1		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1						
	稲葉川		尾川橋	1	兵庫県			1	1	1	1	1	1			1		1	1	1	1	1																								
	出石川		福川橋(弘原)	11	近畿地方整備局			4	4	4	4	4							2		2																									
天神橋			12	兵庫県			1	1	1	1	1	1			1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1							
日本海流	竹野川	A1	○竹野新橋	1	兵庫県	○		12	12	12	12	12	12	3	6	6	4	1	1	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	4	4	6		4			
	佐津川	A1	○佐津川橋	2	兵庫県	○		12	12	12	12	12	12	3	6	6	4	1	1	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	4	4	6	6	4	4	
	矢田川上流	AA1	○細野橋	3	兵庫県	○		12	12	12	12	12	12				4	1	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	4	4	6	4	4	4		
	矢田川下流	A1	田尻橋	4	兵庫県			1	1	1	1	1	1				1		1	1	1	1	1																							
	岸田川上流	AA1	○油良橋	5	兵庫県	○		12	12	12	12	12	12	3	6	6	4	1	1	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	4	4	6	6	4	4
			○花口橋(高橋)	6	兵庫県	○		12	12	12	12	12	12				4	1	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	4	4	6	4	4	4		
			用土橋	7	兵庫県			1	1	1	1	1	1				1		1	1	1	1	1																							
			○清富橋	8	兵庫県	○		12	12	12	12	12	12	3	6	6	4	1	1	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	4	4	6	6	4	4
	岸田川下流	A1		温泉橋	9	兵庫県			1	1	1	1	1	1																																
	春來川			広田橋	1	兵庫県			1	1	1	1	1	1			1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1				

令和5年度測定計画表(湖沼)

水系名	水 域 名	環 境 基 準	基 準 点 名	測 定 点 No.	測定機関	通 年 調 査	通 日 調 査	流 量	生活環境項目										健康項目																						
									pH	B O D	C O D	S S	油 分	大 腸 菌 数	全 窒 素	全 リン	全 亜鉛	ノニルフェノール	カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	鉛	六 価 クロム	砒 素	総 水 銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-トリクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	目 チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸・亜硝酸性窒素	ほう素
千 代 田 水 道 池	千 代 水 源 池	A1-II-1	○	取水塔前(表層)	1	神戸市			12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	1	1	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	12	4	4
					取水塔前(下層)	神戸市			12	12	12	12	12	12	12	12	12																				12				

(注) 下 層 : 水面下10m

令和7年度測定計画表(海域)

水系名	水域名	環境基準	全窒素・全燐に係る		地点名	測定機関	測定年度	調査項目	生活環境項目										健康項目										硝酸・亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン																
			水	環					pH	COD	大腸菌数	油分	全窒素	全燐	ノニール	鉛	カドミウム	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸・亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン									
大阪湾	大阪湾(1)	Cf	○	大阪湾(1)	IV-1	○	神戸市東部沖1	兵庫県	1	○	12	12	24		12	12			2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
						○	西宮市沖1	兵庫県	2	○	12	12	24		12	12	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
							開門	尼崎市	91	○	12	12	6	2	6	6	4	2	2	4	4	4	4	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
							尼崎港中央	尼崎市	92	○	24	12	36	6	2	12	12	4	2	2	4	4	4	4	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
							尼崎港沖	尼崎市	93	○	24	12	36	6	2	12	12	4	2	2	4	4	4	4	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
							鳴尾浜沖	西宮市	7	○	24	12	36	12		12	12	2		2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
							甲子園浜	西宮市	8	○	12	12	24	12	2	12	12	4	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
							今津港	西宮市	9	○	24	12	36	12		12	12	2		2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
							甲子園浜沖	西宮市	102	○	24	12	36	12		12	12	2		2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
							西宮浜沖	西宮市	94	○	24	12	36	12		12	12	2		2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
							香櫛園浜	西宮市	19	○	12	12	24	12	2	12	12	4	2	2	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
							第12区画(六甲大橋)	神戸市	11	○	12	12	12	4		12	12	2		2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
							第12区画(東三河島橋)	神戸市	12	○	12	24	24	4		24	24	2		2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
							第13区画(瀬田大橋)	神戸市	13	○	12	12	12	4	1	12	12	2		2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
							神戸港南(神戸大橋)	神戸市	14	○	12	12	12	4		12	12	2		2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
							神戸港中央	神戸市	15	○	12	24	24	4		24	24	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
							第12区画(伊勢川)	神戸市	16	○	12	24	24	4		24	24	2		2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
							大甲子園沖(第12区画)	神戸市	96	○	12	24	24	4	1	24	24	2																														
	大阪湾(2)	Bp	大阪湾(2)	III-2			第12区画(伊勢川)	神戸市	21	○	12	24	24	4		24	24	2																														
							大甲子園沖(第12区画)	神戸市	22	○	12	24	24	4		24	24	2																														
							大甲子園沖(第12区画)	神戸市	23	○	12	24	24	4	1	24	24	2																														
							大甲子園沖(第12区画)	神戸市	24	○	12	24	24	4		24	24	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
							第12区画(伊勢川)	神戸市	25	○	12	24	24	4		24	24	2																														
							兵庫島沖(伊勢川)	神戸市	26	○	12	24	24	4		24	24	2																														
							兵庫島沖(伊勢川)	神戸市	27	○	12	12	12	4	1	12	12	2		2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
						○	神戸市東部沖2	兵庫県	28	○	12	12	24		12	12																																
						○	西宮市沖2	兵庫県	29	○	12	12	24		12	12	2	1	1																													
	大阪湾(3)	Ah	○	○	○	○	神戸市東部沖3	兵庫県	32	○	12	12	24	3		12	12	2	1	1																												
大阪湾(4)	Ad	大阪湾(4)	II-2				大甲子園沖(第12区画)	神戸市	97	○	12	24	24	12	1	24	24	2																														
							海釣公園	神戸市	33	○	12	24	24	12	1	24	24	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
							神戸市中央沖	兵庫県	34	○	12	12	24	3		12	12																															
							神戸市東部沖4	兵庫県	35	○	12	12	24	3		12	12	2	1	1																												
							海釣公園	神戸市	36	○	12	12	12	12	1	12	12	2																														
							JR須磨駅	神戸市	37	○	12	12	12	12	1	12	12	2		2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
	Af	○	○	○			神戸市東部沖1	兵庫県	38	○	12	12	24	3		12	12																															
							神戸市東部沖2	兵庫県	39	○	12	12	24	3		12	12	2	1	1																												
							豊水海域	神戸市	40	○	12	24	24	12	1	24	24	2																														
							垂水漁港	神戸市	41	○	12	12	12	12	1	12	12	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
							舞子漁港	神戸市	42	○	12	12	12	12	1	12	12	2		2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		

[illegible]

5 西宮市(測定点No 8,10) ⇒ D0: 2層(表層(0.5m)、底層)

D0以外：1層（表層（水深0.5m））

西宮市（測定点No 7、9、94、102）⇒・D0については（表層（水深0.5m）、中層（水深2m）、底層（海底1m上））で測定する。

・ pHについては2層（表層（水深0.5m）、中層（水深2m））で測定する。

・COD、SS、全窒素、全燐、全亜鉛、硝酸・亜硝酸性窒素、塩素量、アンモニア性窒素、磷酸性りん、溶解性COD、クロロフィルa、濁度等、
採水時にポリ容器を使用する項目については、表層と中層の等量混合とする。

・大腸菌、VOCや要監視項目等、採水時にガラス容器を使用するものについては、表層（1層）とする。

6 加古川市 ⇒ D0 : 2層（表層と中層の混合、底層）

D0以外：1層（表層と中層の混合）

令和7年度測定計画表(海域)

[illegible]

(注1) 採水部位：特記していない限り、表層は海面下0.5m、中層は同2m、底層は海底から1m。

1 兵庫県 ⇒ ・pH、COD、溶解性COD：1層（表層・中層の混合）・DO：2層（表層・中層の混合、底層。但し、山陰海岸東部西部は表層・中層の混合のみ）・他の項目：1層（表層）

2 神戸市（測定点No. 12, 15, 16, 96, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 97, 33, 40）⇒・COD, DO, 全窒素, 全燐, 塩素量: 2層（表層・中層の混合、底層）

神戸市（測定点No 11、13、14、27、36、37、41、42、46）⇒全ての項目：1層（表層・中層の混合。 但し、46は表層）

3 姫路市 ⇒ 全室素及び全燐 : 1層(表層) D0 : 2層(表層・中層の混合、底層)
全室素、全燐及びD0以外の項目 : 1層(表層・中層の混合)

4 尼崎市 ⇒ ・岡門地点 全項目 表層のみ

・尼崎港中央及び尼崎港沖地点 pH、全窒素、全燐、硝酸・亜硝酸性窒素、塩素量、7-メチル性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、燐酸性燐：2層（表層、中層）

00：3層（表層・中層・底層）

COD、溶解性COD：1層（表層・中層の混合）

それ以外の項目：1層（表層）

[illegible]

5 西宮市(測定点No 8、10) ⇒ D0: 2層(表層(0.5m)、底層)

D0以外：1層（表層（水深0.5m））

西宮市（測定点No 7、9、94、102）⇒・D0については（表層（水深0.5m）、中層（水深2m）、底層（海底1m上））で測定する。

・ pHについては2層（表層（水深0.5m）、中層（水深2m））で測定する。

・COD、SS、全窒素、全燐、全亜鉛、硝酸・亜硝酸性窒素、塩素量、アンモニア性窒素、燐酸性りん、溶解性COD、クロロフィルa、濁度等、

採水時にポリ容器を使用する項目については、表層と中層の等量混合とする。

・大腸菌、VOCや要監視項目等、採水時にガラス容器を使用するものについては、表層（1層）とする。

6 加古川市 ⇒ D0 : 2層（表層と中層の混合、底層）

D0以外：1層（表層と中層の混合）

要 監 視 項 目																							
クロロホルム	1,2-ジクロロベンゼン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオン	オキシプロチオン	クロロタミド	プロピザミド	EPN	ジクロロボス	イプロベンホス	フェノプロカルブ	クロロベンホス	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	塩化ビニルモノマー	エビクロロヒドリン	全マンガン
20	7	7	9	11	9	8	13	8	8	14	8	8	8	8	13	10	13	45	8	15	7	8	17
18	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	16	16	16	15	15	15	15
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
22	22	22	22	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	22	22	7	7	7	7	22	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
97	81	81	83	77	75	74	79	74	74	80	74	74	74	74	87	84	73	105	68	74	81	67	76
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
27	7	8	9	8	9	8	10	8	8	8	8	8	10	8	14	9	13	50	10	13	7	0	15
18	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	16	16	16	15	15	15	15
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
22	22	22	22	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	22	22	7	7	7	7	22	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
108	83	84	85	76	77	76	76	76	76	76	76	76	76	76	90	85	75	112	72	74	83	69	76
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

要 監 視 項 目																						特 殊 項 目				そ の 他 の 項 目							合 計											
P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノチオン	フェニトロチオン	イソプロチオン	オキシプロチオン	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロロボス	フェノブカルブ	イプロベントロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	クロロエチレン	エビクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	ホルムアルデヒド	4-tert-ブチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール	PFOS及びPFOA	フェノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	塩素量	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素	磷酸性燐	陰イオン界面活性剤	クロロホルム	ブランク	濁度	一般細菌				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	25	25	25	100	0	0	0	0	0	498	340	343	343	116	0	184	184	0	0	0	5,800	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	5	5	5	5	2	0	0	0	0	0	428	144	144	144	144	0	284	284	84	72	0	4,545	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	21	21	21	21	0	78	0	0	0	996			
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	3	3	3	3	6	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	60	30	30	30	30	0	36	0	0	18	870		
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	72	72	72	72	72	0	72	72	0	72	0	1,580	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	24	24	24	24	0	24	24	0	24	0	402		
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	7	7	7	7	10	7	7	4	32	32	32	32	107	0	0	0	0	0	1182	631	634	634	497	0	520	562	84	144	18	14,193
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	25	25	25	100	0	0	0	0	0	498	340	343	343	116	0	184	184	0	0	0	5,800	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	5	5	5	5	2	0	0	0	0	0	428	144	144	144	144	0	284	284	84	72	0	4,545	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	21	21	21	21	0	78	0	0	0	996			
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	3	3	3	3	6	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	60	30	30	30	30	0	36	0	0	18	870		
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	72	72	72	72	72	0	72	72	0	72	0	1,580	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	24	24	24	24	0	24	24	0	24	0	402		
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	7	7	7	7	10	7	7	4	32	32	32	32	107	0	0	0	0	0	1182	631	634	634	497	0	520	562	84	144	18	14,193

令和 7 年度
地下水の水質測定計画

令和7年度地下水の水域水質測定計画

(趣旨)

この水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、兵庫県内の地下水の水質測定について、必要な事項を定めるものとする。

(調査の種類)

1 調査の種類は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

県下の全体的な地下水質の概況を把握するために実施する地下水の水質調査とする。地域の実情に応じて、年次計画を立てて、計画的に実施する調査とする。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査により新たに判明した、又は事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する地下水の水質調査とする。

必要に応じて、土壌汚染が判明した場合にも実施することとする。

(3) 継続監視調査

汚染地域について継続的に監視を行うための調査とする。

(4) 緊急モニタリング調査

地震等の災害発生等で、地域での地下水汚染が懸念される場合にあっては、その地域での発生源の状況等に基づき、調査項目、地点を適宜定めて地下水のモニタリング調査を実施する。

(測定項目)

1 測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 一般項目

気温、水温、外観、臭気、透視度

(2) 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン(D-D)、チウラム、シマジン(CAT)、チオベンカルブ(ベンチオカーブ)、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(3) 要監視項目

クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅(有機銅)、クロタロニル(TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロロボス(DDVP)、フェノブカルブ(BPMC)、イプロベンホス(IBP)、クロルニトロフェン(CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、PFOS及びPFOA

(4) その他の項目

pH、電気伝導率、塩化物イオン、大腸菌数、一般細菌

(5) 井戸の諸元項目

井戸の形式、使用目的、使用状況、ストレーナーの位置、地下水位、井戸深度等

(測定地域及び測定地点)

- 3 測定地域(メッシュ)及び測定地点は、別添「地下水の水質測定計画表」に掲げる概況調査90メッシュ93地点(井戸)、継続監視調査65メッシュ104地点とする。

(測定回数)

- 4 測定回数は、年1回以上とする。

(測定方法)

- 5 測定方法は別表-2に掲げる方法によるものとする。

(測定機関)

- 6 測定機関は別添「地下水の水質測定計画表」によるものとし、必要に応じて関係機関で協議するものとする。

(測定結果)

- 7 測定結果は、測定した月の翌月の末までに、原則として別途定めるフォーマットにより、電子ファイルで知事あて送付するものとする。ただし、3月に実施した測定結果は4月15日までに送付するものとする。なお、環境基準値を超える値が検出された場合は、速やかに通報するものとする

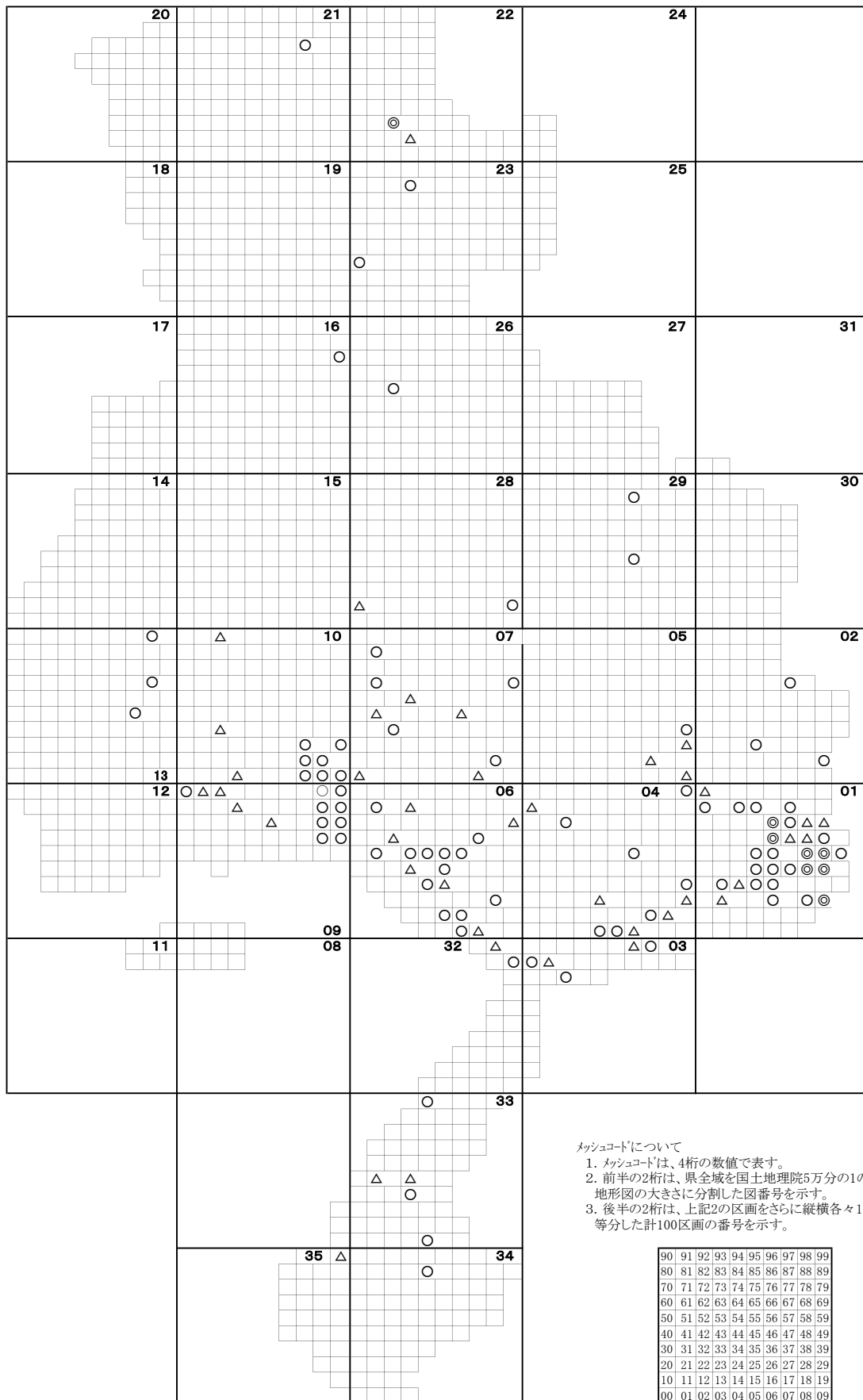
別表―2 測定方法（地下水）

調査項目		測定方法	単位	報告下限値	定量下限値	基準値
一般項目	気温	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-1 6.2に定める方法	℃	—	—	—
	水温	規格K0102-1 6.3に定める方法	℃	—	—	—
	外観	規格K0102-1 7に定める方法又は標準色票(日本色彩研究所製作)による方法		—	—	—
	臭気	規格K0102-1 11.2に定める方法		—	—	—
	透視度	規格K0102-1 8に定める方法		1	—	—
環境基準項目	カドミウム	規格K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法	mg/L	0.0003	0.0003	0.003
	全シアン	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号(以下「告示」という。))付表1(蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法	mg/L	0.1	0.1	検出されないこと
	鉛	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	六価クロム	規格K0102-3 24.3(規格K0102-3 24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から2までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から2までに定めるところによる。 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(規格K0102-3 24.3.3.4のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7のa)又(b))に定める操作を行うこと。	mg/L	0.01	0.01	0.02
	砒素	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	総水銀	告示付表2に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.0005
	アルキル水銀	告示付表3に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	検出されないこと
	PCB	告示付表4に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.002	0.002	0.02
	四塩化炭素	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
	クロロエチレン	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日付け環境庁告示第10号)付表に掲げる方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
	1,2-ジクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.0004	0.0004	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.01	0.01	0.1
	1,2-ジクロロエチレン	シス体とトランス体の和	mg/L	0.004	0.004	0.04
		シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	mg/L	0.002	0.002	—
	1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0005	0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006
	トリクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	テトラクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.01
	1,3-ジクロロプロペン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
	チウラム	告示付表5に掲げる方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006
	シマジン	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0003	0.0003	0.003
	チオベンカルブ	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	0.02
	ベンゼン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	セレン	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	次の方法で算出した硝酸性窒素の濃度と亜硝酸性窒素の濃度の和を硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度とする。				
		ア 硝酸性窒素 規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法により硝酸イオン濃度を測定し、その濃度に係数0.2259を乗じて硝酸性窒素濃度を算出する。	mg/L	0.055	0.055	10
		イ 亜硝酸性窒素				
		規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法により亜硝酸イオンを測定し、その濃度に係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素濃度を算出する。				
	ふっ素	規格K0102-2 5.2及び5.3若しくは5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化合物が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml 及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000ml としたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102-2 5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェーナルフタイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び規格K0102-2 5.5に定める方法	mg/L	0.08	0.08	0.8
	ほう素	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法	mg/L	0.05	0.05	1
	1,4-ジオキサン	告示付表7に掲げる方法	mg/L	0.005	0.005	0.05

要 監 視 項 目	クロロホルム	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.006	0.006	0.06
	1,2-ジクロロプロパン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.006	0.006	0.06
	p-ジクロロベンゼン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.02	0.02	0.2
	インキサチオン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成5年4月28日付け環水規第121号。以下「通知」という。)付表1の第1、第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
	ダイアジン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.005
	フェントロチオン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0003	0.0003	0.003
	イソプロチオラン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.004	0.004	0.04
	オキシン銅	通知付表2に掲げる方法	mg/L	0.004	0.004	0.04
	クロタロニル	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.004	0.004	0.05
	プロピザミド	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
	EPN	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006
	ジクロロボス	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
	フェノブカルブ	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	0.03
	イプロベンホス	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
	クロロニトロフェン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0001	0.0001	—
	トルエン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.06	0.06	0.6
	キシレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.04	0.04	0.4
	フタル酸ジエチルヘキシル	通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.006	0.006	0.06
	ニッケル	規格K0102 59.3に定める方法又は通知付表4若しくは通知付表5に掲げる方法	mg/L	0.001	0.001	—
	モリブデン	規格K012 68.2に定める方法又は通知付表4若しくは通知付表5に掲げる方法	mg/L	0.007	0.007	0.07
	アンチモン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(平成16年3月31日付け環水企発第040331003号、環水土発第040331005号。以下「通知2」という。)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	0.02
	エピクロロヒドリン	通知2付表2に掲げる方法	mg/L	0.00003	0.00003	0.0004
	全マンガ	規格K0102 56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	mg/L	0.02	0.02	0.2
	ウラン	通知2付表4の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
そ の 他 の 項 目	PFOS及びPFOA	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(令和2年5月28日付け環水大発第2005281号、環水大土発第2005282号。)付表1に掲げる方法	ng/L	5 PFOS 2.5 PFOA 2.5	5 PFOS 2.5 PFOA 2.5	50
	pH	規格K0102-1 12に定める方法		—	—	—
	電気伝導率	規格K0102-1 13に定める方法	μ S/cm	1	1	—
	塩化物イオン	規格K0102-2 6に定める方法	mg/L	1	1	—
	大腸菌数	告示付表10に定める方法	CFU/100mL	1	1	—
	一般細菌	上水試験方法に定める方法	個	1	1	—

様式2 井戸諸元調査表

メッシュコード				井戸 番号			調査 日時	年 月 日() 時 分			
天候			気温			水温			臭気		
所有者											
所在地											
井戸の形式		1 手掘井戸 2 打込井戸 3 機械掘井戸 4 自噴・湧水 5 その他()									
井戸の設置年		明治・大正・昭和・平成・令和・西暦 年									
取水施設		1 電動ポンプ 2 手押ポンプ 3 つるべ 4 自噴水 5 その他									
使用状況		1 毎日使用 2 時々使用 3 未使用 4 その他									
使用量又は人数		m ³ /日 人									
使用目的		1 水道水源 2 一般飲用 3 生活用水(洗濯・風呂・撒水・庭等水やり・営業用雑用水等) 4 工業用水(原料・洗浄・雑用) 5 その他(農業用水・家庭菜園・不明・)									
地下水位等		地表よりの地下水位 m 井戸深度 m(実測・聴取) 採水方法(1 直接採水 2 蛇口採水等) 井戸区分(1 浅井戸 2 深井戸 3 その他)									
ストレーナー位置		No.1 m No.2 m No.3 m									
地下水変動 (水量・水位)		1 水量多い 2 季節によって枯れることがある 3 最近枯れやすくなった 4 その他の変化()									
水道普及度		1 上水道なし 2 上水道あり(水道が主) 3 上水道あり(地下水が主) 4 その他									
下水道普及度		1 下水道 2 単独浄化槽 3 合併浄化槽 4 汲み取り 5 その他									
井戸周辺の状況		1 住宅地 2 商業地 3 工業地 4 農地 5 その他									
周辺事業場等概要											



令和7年度地下水の水質測定地点図

- 概況調査メッシュ
- △ 継続監視調査(汚染地区)メッシュ
- ◎ 概況調査と継続監視調査(汚染地区)を兼ねるメッシュ

令和7年度地下水質測定計画表(概況調査)

市町番号	市町名	地区名	7年度調査区分	測定機関	環境基準項目																								
					カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ペンゼン	セレン	硝酸・亜硝酸性窒素	ふっ素
0167	51	伊丹市	口酒井	概況	近畿地方整備局																				1				
2222	51	豊岡市	幸野	概況	近畿地方整備局	1	1		1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0156	05	伊丹市	御願塚	概況	兵庫県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0217	01	川西市	東多田	概況	兵庫県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0265	01	猪名川町	上阿古谷	概況	兵庫県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0539	03	三田市	三輪	概況	兵庫県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0634	06	播磨町	古田	概況	兵庫県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0656	01	稲美町	加古	概況	兵庫県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0651	05	高砂市	荒井町中町	概況	兵庫県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0681	01	高砂市	阿弥陀町長尾	概況	兵庫県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2819	05	西脇市	黒田庄津万井	概況	兵庫県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0472	02	三木市	志染町戸田	概況	兵庫県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0769	01	加東市	牧野	概況	兵庫県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0718	06	小野市	浄谷町	概況	兵庫県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0732	03	加西市	東剣坂町	概況	兵庫県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0990	02	たつの市	摂西町土師	概況	兵庫県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1398	01	佐用町	三日月町下本郷	概況	兵庫県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0761	02	福崎町	大貫	概況	兵庫県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0781	01	市川町	下瀬加	概況	兵庫県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1368	01	たつの市	神宮町鍛冶屋	概況	兵庫県	1	1	1	1	1																			

※調査区分に網かけがついている地点は、概況調査と継続監視調査とを兼ねる地点である

要 監 視 項 目																									そ の 他							井戸番号		
クロロホルム	1, 2-ジクロロベンゼン	p-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	P F O S ・ P F O A	pH	電 気 伝 導 率	塩 化 物 イ オ ン	硝 酸 性 窒 素	亜 硝 酸 性 窒 素	大 腸 菌 数	一 般 細 菌 数			
																										4	4	4	1	1			0167	51
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								1	1	1	1	1	1	1	1	2222	51
																									1	1	1		1	1			0156	05
																									1	1	1		1	1			0217	01
																									1	1	1		1	1			0265	01
																									1	1	1		1	1			0539	03
																									1	1	1		1	1			0634	06
																									1	1	1		1	1			0656	01
																									1	1	1		1	1			0651	05
																									1	1	1		1	1			0681	01
																									1	1	1		1	1			2819	05
																									1	1	1		1	1			0472	02
																									1	1	1		1	1			0769	01
																									1	1	1		1	1			0718	06
																									1	1	1		1	1			0732	03
																									1	1	1		1	1			0990	02
																									1	1	1		1	1			1398	01
																									1	1	1		1	1			0761	02
																									1	1	1		1	1			0781	01
																									1	1	1		1	1			1368	01
																									1	1	1		1	1			1347	02
																									1	1	1		1	1			1679	01
																									1	1	1		1	1			2177	02
																									1	1	1		1	1			2330	04
																									1	1	1		1	1			2383	02
																									1	1	1		1	1			2652	02
																									1	1	1		1	1			2986	01
																									1	1	1		1	1			2946	02
																									1	1	1		1	1			3333	03
																									1	1	1		1	1			3394	01
																									1	1	1		1	1			3484	02
																									1	1	1		1	1			3304	03

[illegible]

要 監 視 項 目																				そ の 他							井戸番号								
ク ロ ロ ホ ル ム	1, 2- ジ ク ロ ロ ベ ン ゼ ン	P- ジ ク ロ ロ ベ ン ゼ ン	イ ソ キ サ チ オ ン	ダ イ ア ジ ノ ン	フ エ ニ ト ロ チ オ ン	イ ソ ブ ロ チ オ ラン	オ キ シ ン 銅	ク ロ ロ タ ロ ニ ル	ブ ロ ビ ザ ミ ド	E P N	ジ ク ロ ロ ボ ス	フ エ ノ ブ カ ル ブ	イ ブ ロ ベ ン ホ ス	ク ロ ロ ニ ト ロ フ エ ン	ト ル エ ン	キ シ レ ン	フ タ ル 酸 ジ エ チ ル ヘ キ シ ル	ニ ツ ケ ル	モ リ ブ デ ン	ア ン チ モ ン	エ ピ ク ロ ロ ヒ ド リ ン	全 マ ン ガ ン	ウ ラ ン	P F O S ・ P F O A	pH	電 気 伝 導 率			塩 化 物 イ オ ン	硝 酸 性 窒 素	亜 硝 酸 性 窒 素	大 腸 菌 数	一 般 細 菌 数		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1			0131	02	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1			0372	02	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1			0397	02	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1			0404	01	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1			0405	03	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1			0417	01	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1			0439	01	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1			0456	05	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1			0628	04	
																										1	1		1	1				0968	10
																										1	1		1	1				0978	10
																										1	1		1	1				0988	11
																										1	1		1	1				0998	10
																										1	1		1	1				0969	10
																										1	1		1	1				0979	11
																										1	1		1	1				0989	11
																										1	1		1	1				0999	10
																										1	1		1	1				1007	10
																										1	1		1	1				1017	10
																										1	1		1	1				1027	10
																										1	1		1	1				1008	10
																										1	1		1	1				1009	11
																										1	1		1	1				1018	12
																										1	1		1	1				1029	13
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0126	05
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0127	02
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0145	02
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	0146	02
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0146	03
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	0147	03
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1			1	1	0157	03	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	0158	01
																										1								0380	51
																										1								0606	01
																																		0615	01
																										1								0616	03
																										1								3289	01

令和7年度地下水質測定計画表(概況調査)

[illegible]

要 監 視 項 目																								そ の 他						井戸番号				
ク ロ ロ ホ ル ム	1, 2- ジ ク ロ ロ ベ ン ゼ ン	P- ジ ク ロ ロ サ チ オ ン	イ ソ キ ア ジ ノ ン	ダ イ ア ジ ノ ン	フ エ ニ ト ロ チ オ ン	イ ソ ブ ロ チ オ ン	オ キ シ ン 銅	ク ロ ロ タ ロ ニ ル	ブ ロ ビ ザ ミ ド	E P N	ジ ク ロ ロ ボ ス	フ エ ノ ブ カ ル ブ	イ ブ ロ ベ ン ホ ス	ク ロ ロ ニ ト ロ フ エ ン	ト ル エ ン	キ シ レ ン	フ タ ル 酸 ジ エ チ ル ヘ キ シ ル	ニ ツ ケ ル	モ リ ブ デ ン	ア ン チ モ ン	エ ピ ク ロ ロ ヒ ド リ ン	全 マ ン ガ ン	ウ ラ ン	P F O S ・ P F O A	pH	電 気 伝 導 率	塩 化 物 イ オ ン	硝 酸 性 窒 素	亜 硝 酸 性 窒 素			大 腸 菌 数	一 般 細 菌 数	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0124	12	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0133	08	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0134	25	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0143	18	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0144	25	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0153	03	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0154	26	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0180	01	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0182	02	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0499	03	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0653	03	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0645	04	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0654	08	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0654	02	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0655	01	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0667	01	
																										1	1	1		1	1		0164	58
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0164	60	
																										1	1	1		1	1		0174	08
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0174	10	
																										1	1	1		1	1		0175	08
																										1	1	1		1	1		0183	54
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0185	04	
																										1	1	1		1	1		0223	01

令和7年度地下水質測定計画表(継続監視調査)

井戸番号		市町名	地区名	6年度 調査区分	測定機関	環 境 基 準 項 目																											
						カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	鉛 価 ク ロ ム	六 価 素 銀	砒 素	総 水 銀	アル キ ル 水 銀	P C B	ジ ク ロ ロ メ タ ン	四 塩 化 炭 素	ク ロ ロ エ チ レ ン	1, 2- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	1, 1- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	1, 2- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	1, 1- トリ ク ロ ロ エ タ ン	1, 2- トリ ク ロ ロ エ タ ン	トリ ク ロ ロ エ チ レ ン	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1, 3- ジ ク ロ ロ ブ ロ ベ ン	チ ウ ラ ム	シ マ ジン	チ オ ベン カル ブ	ペ ン ゼ ン	セ レン	硝酸・亜 硝酸 性窒 素	ふ っ 素	ほう 素	1, 4- ジ オ キ サン
2213	52	豊岡市	新田	継続	近畿地方整備局			1		1																							
2222	51	豊岡市	幸町	継続	近畿地方整備局			1		1																							
0132	12	芦屋市	茶屋之町	継続	兵庫県								1		1	1	1		1	1													
0156	05	伊丹市	御願塚	継続	兵庫県																												
0156	07	伊丹市	南町	継続	兵庫県																												
0165	54	伊丹市	昆陽	継続	兵庫県								1		1	1	1		1	1													
0165	57	伊丹市	昆陽北	継続	兵庫県								1		1	1	1		1	1													
0166	07	伊丹市	梅ノ木	継続	兵庫県																												
0176	02	伊丹市	東野	継続	兵庫県							1	1		1	1	1		1	1													
0177	04	伊丹市	下河原	継続	兵庫県								1		1	1	1		1	1													
0177	08	伊丹市	下河原	継続	兵庫県								1		1	1	1		1	1													
0480	02	三木市	平井	継続	兵庫県								1		1	1	1		1	1													
0635	12	播磨町	野添北	継続	兵庫県								1		1	1	1		1	1													
0662	08	高砂市	米田町塩市	継続	兵庫県																							1					
0679	01	三木市	福井	継続	兵庫県								1		1	1	1		1	1													
0679	07	三木市	福井	継続	兵庫県								1		1	1	1		1	1													
0707	07	小野市	小野地区	継続	兵庫県								1		1	1	1		1	1													
0746	03	加東市	高岡	継続	兵庫県								1		1	1	1		1	1													
0746	04	加東市	高岡	継続	兵庫県								1		1	1	1		1	1													
0746	07	加東市	高岡	継続	兵庫県								1		1	1	1		1	1													
0753	02	加西市	北条町北条	継続</																													

要 監 視 項 目																							そ の 他						井戸番号						
クロロホルム	1, 2-ジクロロベンゼン	P-ジクロロベン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガ	ウラン	P F O S 及び P F O A	pH	電 気 伝 導 率	塩 化 物 イ オ ン	硝 酸 性 窒 素			亜 硝 酸 性 窒 素	大 腸 菌 数	一 般 細 菌 数		
																										1	1	1			1	1	2213	52	
																											1	1					2222	51	
																										1	1	1						0132	12
																										1	1	1						0156	05
																										2	2	2						0156	07
																											1	1						0165	54
																											1	1						0165	57
																										2	2	2						0166	07
																											1	1						0176	02
																											1	1						0177	04
																											1	1						0177	08
																											1	1						0480	02
																											1	1						0635	12
																											1	1		1	1			0662	08
																											1	1						0679	01
																											1	1						0679	07
																											1	1						0707	07
																											1	1						0746	03
																											1	1						0746	04
																											1	1						0746	07
																											1	1						0753	02
																											1	1						0991	01
																											1	1						0991	10
																											1	1		1	1			1032	37
																											1	1						1092	01
																											1	1						1092	04
																											1	1						2810	12
																											1	1						2810	06
																											1	1						2810	11
																											1	1		1	1			3341	05
																											1	1		1	1			3343	01
																											1	1		1	1			3599	04

令和7年度地下水質測定計画表(継続監視調査)

井戸番号		市町名	地区名	6年度 調査区分	測定機関	環 境 基 準 項 目																											
						カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	鉛 価 ク ロ ム	六 価 素 銀	砒 素	総 水 銀	アル キ ル 水 銀	P C B	ジ ク ロ ロ メ タ ン	四 塩 化 炭 素	ク ロ ロ エ チ レ ン	1、 2- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	1、 1- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	1、 2- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	1、 1- トリ ク ロ ロ エ タ ン	1、 2- トリ ク ロ ロ エ タ ン	トリ ク ロ ロ エ チ レ ン	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1、 3- ジ ク ロ ロ ブ ロ ベ ン	チ ウ ラ ム	シ マ ジン	チ オ ベン カル ブ	ペ ン ゼ ン	セ レン	硝酸・亜 硝酸 性窒 素	ふ っ 素	ほう 素	1、4- ジオ キサ ン
0121	43	神戸市	東灘区魚崎北町	継続	神戸市																												
0131	25	神戸市	東灘区本山北町	継続	神戸市					1																					1		
0372	03	神戸市	垂水区旭が丘	継続	神戸市																												
0381	04	神戸市	垂水区舞子台	継続	神戸市									1		1	1			1	1												
0396	05	神戸市	長田区二葉町	継続	神戸市																												
0396	06	神戸市	長田区庄田町	継続	神戸市																												
0406	19	神戸市	兵庫区永沢町	継続	神戸市																												
0418	04	神戸市	中央区磯上通	継続	神戸市				1					1		1	1			1	1												
0424	02	神戸市	山田町下谷上	継続	神戸市																										1		
0429	06	神戸市	灘区岸地通	継続	神戸市																												
0517	01	神戸市	北区上津台	継続	神戸市																										1		
0529	03	神戸市	北区道場町塩田	継続	神戸市					1																					1	1	
0700	07	姫路市	飾東町豊国	継続	姫路市																										1		
0700	10	姫路市	飾東町塩崎	継続	姫路市																										2		
0741	08	姫路市	山田町西山田	継続	姫路市					1																							
0969	08	姫路市	の形町の形	継続	姫路市					1																							
0969	51	姫路市	の形町の形	継続	姫路市					1																							
0975	09	姫路市	飾磨区西浜町	継続	姫路市					1																							
0975	52	姫路市	飾磨区西浜町	継続	姫路市					1																							
0989	08	姫路市	御国野町御着	継続	姫路市					1																							
1008	58	姫路市	伊伝居	継続	姫路市																												
0127	02	尼崎市	杭瀬南新町	継続	尼崎市									1		1	1	1	1	1	1	1											
0146	02	尼崎市	南塚口町	継続	尼崎市									1		1	1	1	1	1	1	1											
0147	03	尼崎市	東塚口町	継続	尼崎市									1		1	1	1	1	1	1	1											
0157	03	尼崎市	南清水	継続	尼崎市																										1		
0607	01	明石市	大久保町	継続	明石市									2	2	2	2	2	2	2	2	2											
0607	03	明石市	大久保町	継続	明石市									2	2	2	2	2	2	2	2	2											
0607	04	明石市	大久保町	継続	明石市									2	2	2	2	2	2	2	2	2											
0635	05	明石市	魚住町	継続	明石市									2	2	2	2	2	2	2	2	2											
3298	02	明石市	藤江	継続	明石市									2	2	2	2	2	2	2	2	2											
3298	03	明石市	藤江	継続	明石市									2	2	2	2	2	2	2	2	2											
3298	04	明石市	藤江	継続	明石市									2	2	2	2	2	2	2	2	2											

要 監 視 項 目																									そ の 他							井戸番号			
クロロホルム	1, 2-ジクロロベンゼン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フェノルカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガ	ウラン	PFOS及びPFOA	pH	電気伝導率	塩化物イオン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	大腸菌数	一般細菌数				
																								1	1	1						0121	43		
																									1	1	1						0131	25	
																								1	1	1						0372	03		
																								1	1	1						0381	04		
																								1	1	1						0396	05		
																								1	1	1						0396	06		
																									1	1							0406	19	
																									1	1							0418	04	
																									1	1							0424	02	
																								1	1	1						0429	06		
																									1	1							0517	01	
																									1	1							0529	03	
																									1			1	1				0700	07	
																									2								0700	10	
																									1								0741	08	
																									1								0969	08	
																									1								0969	51	
																									1								0975	09	
																									1								0975	52	
																									1								0989	08	
																									2								1008	58	
																																		0127	02
																								1									0146	02	
																								1									0147	03	
																								1				1	1				0157	03	
																																		0607	01
																																		0607	03
																																		0607	04
																																		0635	05
																																		3298	02
																																		3298	03
																																		3298	04

井戸番号		市町名	地区名	6年度 調査区分	測定機関	環 境 基 準 項 目																								
						カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	鉛 価 ク ロ ム	六 価 素	砒 素	総 水 銀	アル キ ル 水 銀	P C B	ジ ク ロ ロ メ タ ン	四 塩 化 炭 素	ク ロ ロ エ チ レ ン	1, 2- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	1, 1- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	1, 1- トリ ク ロ ロ エ タ ン	1, 1- トリ ク ロ ロ エ タ ン	トリ ク ロ ロ エ チ レ ン	テ トラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1, 3- ジ ク ロ ロ ブ ロ ベ ン	チ ウ ラ ム	シ マ ジ ン	チ オ ベ ン カ ル ブ	ペ ン ゼ ン	セ レ ン	硝酸・亜硝酸 酸性窒素	ふ っ 素
0133	35	西宮市	東町1丁目	継続	西宮市			1	1					1	1	1		1	1									1		
0133	40	西宮市	用海町	継続	西宮市			1	1					1	1	1		1	1									1		
0143	05	西宮市	中前田町	継続	西宮市			1	1					1	1	1		1	1									1		
0143	12	西宮市	津田町	継続	西宮市			1	1					1	1	1		1	1									1		
0143	25	西宮市	津門西口町	継続	西宮市			1	1					1	1	1		1	1									1		
0144	16	西宮市	瓦林町	継続	西宮市			1	1					1	1	1		1	1									1		
0144	19	西宮市	高畑町	継続	西宮市			1	1					1	1	1		1	1									1		
0144	24	西宮市	二見町	継続	西宮市			1	1					1	1	1		1	1									1		
0154	12	西宮市	下大市東町	継続	西宮市			1	1					1	1	1		1	1									1		
0154	15	西宮市	下大市東町	継続	西宮市									4	4	4	4	4	4	4										
0154	18	西宮市	大島町	継続	西宮市			1	1					1	1	1		1	1									1		
0154	20	西宮市	門前町	継続	西宮市			1	1					1	1	1		1	1									1		
0154	21	西宮市	若山町	継続	西宮市			1	1					1	1	1		1	1									1		
0164	01	西宮市	段上町3丁目	継続	西宮市									1	1	1		1	1									1		
0164	06	西宮市	仁川町3丁目	継続	西宮市									1	1	1		1	1									1		
0164	07	西宮市	段上町2丁目	継続	西宮市									4	4	4	4	4	4	4										
0183	03	西宮市	生瀬町2丁目	継続	西宮市									1	1	1		1	1									1		
0190	04	西宮市	山口町金仙寺	継続	西宮市									1	1	1		1	1									1		
0499	04	西宮市	山口町上山口1丁目	継続	西宮市									1	1	1		1	1									1		
0509	02	西宮市	山口町名来	継続	西宮市									1	1	1		1	1									1	1	
0635	08	加古川市	平岡町土山	継続	加古川市									1	1	1	1	1	1									1		
0635	11	加古川市	平岡町土山	継続	加古川市									1	1	1	1	1	1									1		
0643	03	加古川市	尾上町池田	継続	加古川市			1	1					1	1	1	1	1	1	1										
0643	04	加古川市	尾上町長田	継続	加古川市			1	1					1	1	1	1	1	1	1										
0643	06	加古川市	尾上町池田	継続	加古川市			1	1					1	1	1	1	1	1	1										
0643	08	加古川市	尾上町長田	継続	加古川市			1	1					1	1	1	1	1	1	1										
0654	02	加古川市	野口町水足	継続	加古川市			1						1	1	1	1	1	1									1		
0654	04	加古川市	野口町水足	継続	加古川市			1						1	1	1	1	1	1									1		
0683	03	加古川市	志方町上富木	継続	加古川市			1																						
0683	04	加古川市	志方町上富木	継続	加古川市			1																						
0164	58	宝塚市	仁川高台	継続	宝塚市				1																			1	1	
0164	59	宝塚市	仁川高台	継続	宝塚市				1																			1	1	
0174	08	宝塚市	高松町	継続	宝塚市																							1		
0183	52	宝塚市	武庫山	継続	宝塚市																							1		

要 監 視 項 目																							そ の 他						井戸番号			
クロロホルム	1,2-ジクロロベンゼン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エビクロロヒドリン	全マンガ	ウラン	P F O S 及び P F O A	pH	電 気 伝 導 率	塩 化 物 イ オ ン	硝 酸 性 窒 素			亜 硝 酸 性 窒 素	大 腸 菌 数
																						1			1	1					0133	35
																							1	1	1	1					0133	40
																							1	1	1	1					0143	05
																							1	1	1	1					0143	12
																							1	1	1	1					0143	25
																							1		1	1					0144	16
																							1		1	1					0144	19
																							1	1	1	1					0144	24
																							1		1	1					0154	12
																									4	4					0154	15
																							1		1	1					0154	18
																							1		1	1					0154	20
																							1		1	1					0154	21
																									1	1					0164	01
																									1	1					0164	06
																									4	4					0164	07
																								1	1						0183	03
																								1	1		1	1			0190	04
																								1	1						0499	04
																								1	1		1	1			0509	02
																								1	1						0635	08
																								1	1						0635	11
																								1	1						0643	03
																								1	1						0643	04
																								1	1						0643	06
																								1	1						0643	08
																								1	1						0654	02
																								1	1						0654	04
																								1	1						0683	03
																						1		1	1						0683	04
																										1	1				0164	58
																										1	1				0164	59
																															0174	08
																									1	1					0183	52

[illegible]

要 監 視 項 目																								そ の 他						井戸番号			
ク ロ ロ ホ ル ム	1, 2- ジ ク ロ ロ ベ ン ゼ ン	P- ジ ク ロ ロ ベ ン ゼ ン	イ ソ キ サ チ オ ン	ダ イ ア ジ ノ ン	フ ェ ニ ト ロ チ オ ン	イ ソ ブ ロ チ オ ラ ン	オ キ シ ン 銅	ク ロ ロ タ ロ ニ ル	ブ ロ ビ ザ ミ ド	E P N	ジ ク ロ ロ ポ ス	フ ェ ノ ブ カ ル ブ	イ ブ ロ ベ ン ト ロ フ ェ ン	ク ロ ロ ニ ト ロ フ ェ ン	ト ル エ ン	キ シ レ ン	フ タ ル 酸 ジ エ チ ル ヘ キ シ ル	ニ ツ ケ ル	モ リ ブ デ ン	ア ン チ モ ン	エ ビ ク ロ ロ ヒ ド リ ン	全 マ ン ガ ン	ウ ラ ン	P F O S 及 び P F O A	pH	電 気 伝 導 率	塩 化 物 イ オ ン	硝 酸 性 窒 素	亜 硝 酸 性 窒 素		大 腸 菌 数	一 般 細 菌 数	
																																0983	03
																																0992	06
																																0992	08
																																0992	10
																																0992	11
																																1003	01

調査区分別・機関別・項目別検体数

年	調 査 区 分	測 定 機 関	測定メッシュ数	測定地点数	環境基準項目																				計							
					カドミウム	全シアン	鉛価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1、2-ジクロロエタン	1、1-ジクロロエチレン	1、2-ジクロロエチレン	1、1、1-トリクロロエタン	1、1、2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン		チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸・亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1、4-ジオキサソ
令和7年度	概況調査	近畿地方整備局	2	2	1	1	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	26		
		兵庫県	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	29	30	30	30	839		
		神戸市	9	9	9	9	9	9	9	0	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8	9	9	242		
		姫路市	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	420		
		尼崎市	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	6	8	6	6	6	6	8	8	8	8	8	7	8	8	8	209		
		明石市	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	140		
		西宮市	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	270		
		加古川市	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	6	5	5	5	6	5	5	6	6	6	6	6	6	6	162		
		宝塚市	6	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	224	
	計	90	93	92	92	91	92	91	92	72	92	92	92	89	92	89	89	89	90	89	89	92	92	92	92	92	91	91	92	92	2,532	
	継続監視調査	近畿地方整備局	2	2	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		兵庫県	20	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	22	0	22	22	22	0	22	22	0	0	0	0	5	0	0	0	138	
		神戸市	11	12	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	18
		姫路市	6	9	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	1	2	0	0	17	
		尼崎市	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	22	
		明石市	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	14	14	14	14	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	112	
西宮市		9	20	0	0	12	0	12	0	0	0	0	0	26	0	26	26	8	8	26	26	0	0	0	0	0	2	17	0	189		
加古川市		4	10	0	0	8	0	4	0	0	0	0	0	8	6	8	8	8	4	8	8	0	0	0	0	0	4	0	0	74		
宝塚市		3	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0	8		
太子町	3	6</																														

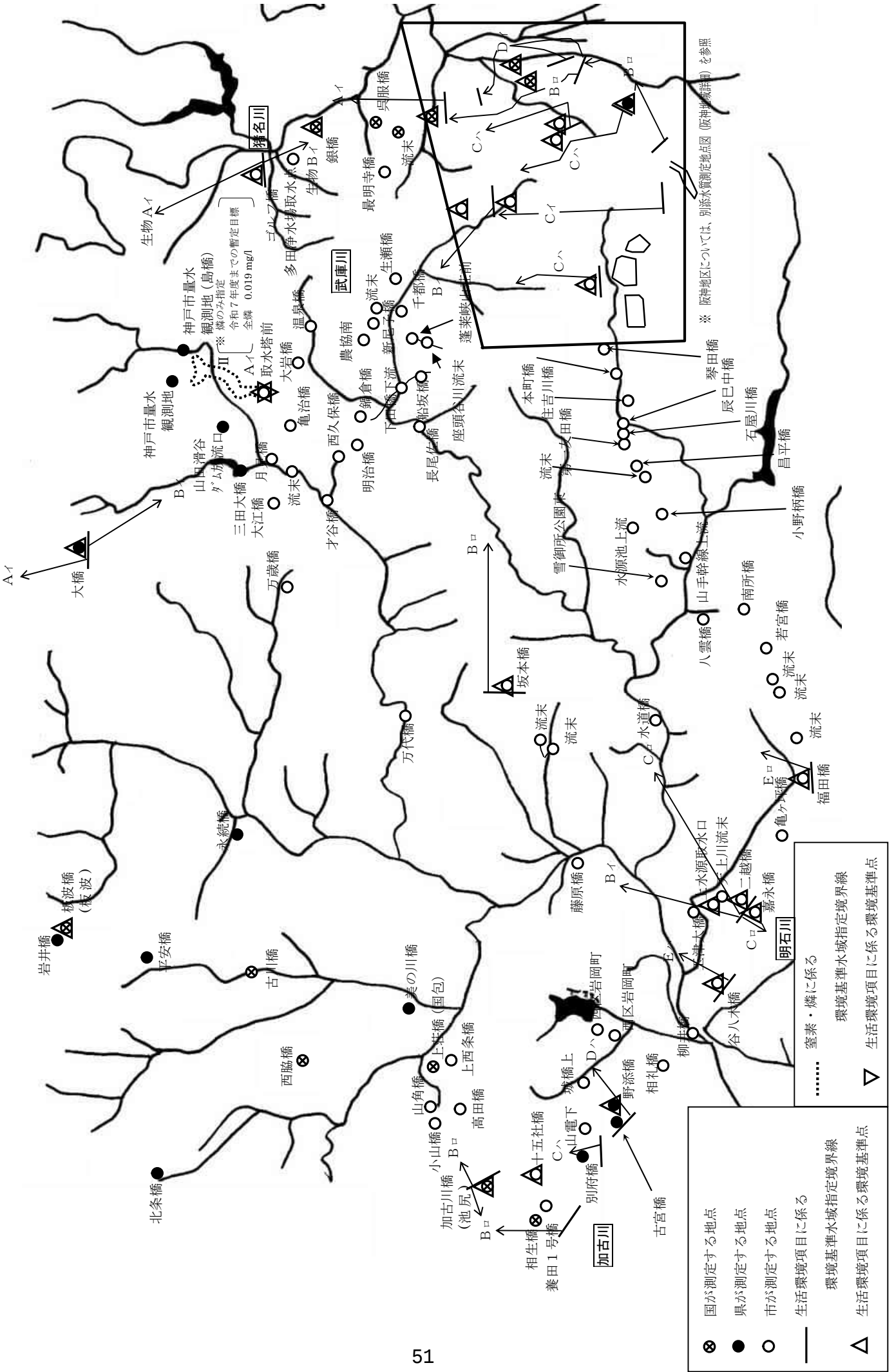
要 監 視 項 目																				そ の 他								合 計						
クロロホルム	1,2-ジクロロブタン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシ銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロロボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフエン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エビクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	P F O S 及び P F O A	計	pH	電 気 伝 導 率	塩 化 物 イ オン	硝 酸 性 窒 素	亜 硝 酸 性 窒 素	大 腸 菌 数	一 般 細 菌 数	計	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	18	5	5	5	2	2	1	1	21	65
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	30	30	30	0	30	30	0	0	120	989	
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	225	9	9	0	9	9	0	0	36	503	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	15	0	0	15	15	0	0	45	480	
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	5	189	8	0	8	7	7	8	8	46	444	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5	0	5	5	0	0	20	165	
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	4	244	10	10	10	10	10	0	0	50	564	
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	150	5	5	0	0	0	0	0	10	322	
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	8	80	8	8	0	8	8	0	0	32	336	
37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	36	36	36	36	36	36	28	83	956	95	72	23	86	86	9	9	380	3,868
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	5	9
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	32	32	0	5	5	0	0	74	217	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	12	12	0	0	0	0	0	24	48	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	1	1	0	0	13	30
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	1	1	0	0	2	27	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	14	0	0	0	0	0	28	140
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	5	17	26	26	0	2	2	0	0	56	262	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	10	10	0	0	0	0	0	20	95
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	4	12
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	19	32	97	87	1	8	8	1	1	203	809
37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	36	36	36	36	36	49	28	102	988	189	156	24	92	92	10	10	573	4,395
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	18	5	5	5	2	2	1	1	21	65	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	30	30	30	0	30	30	0	0	120	989	
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	75	9	9	0	9	9	0	0	36	353	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	15	0	0	15	15	0	0	45	480	
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	5	189	8	0	8	8	8	8	8	8	48	447
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	5	5	0	5	5	0	0	20	161	
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	5	245	10	10	10	10	10	0	0	50	565	
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	150	5	5	0	0	0	0	0	10	320	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	50	5	5	0	5	5	0	0	20	206	
30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	29	29	29	29	29	29	21	68	773	92	69	23	84	84	9	9	370	3,586
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	5	8
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	25	0	4	4	0	0	58	190
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	8	8	0	0	0	0	0	0	16	38
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	2	2	0	0	14	30
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	14	0	0	0	0	0	28	140
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	3	15	26	26	0	2	2	0	0	58	262	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	9	9	0	0	0	0	0	18	91
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	6	14
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	10	23	97	87	1	8	8	1	1	203	809
30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	29	29	29	29	29	42	21	78	796	189	156	24	92	92	10	10	573	4,395

令和 7 年度 水質測定地点図

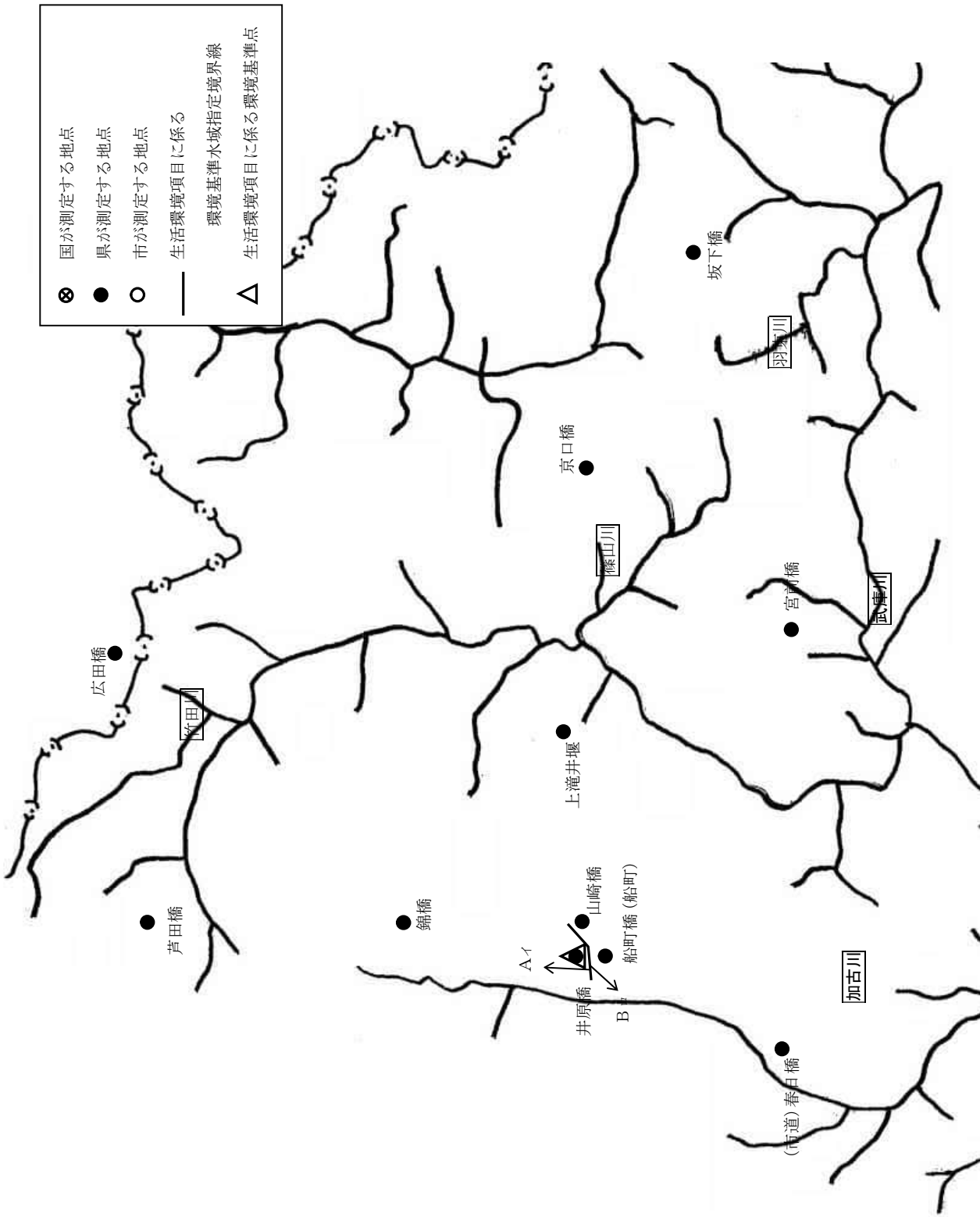
令和7年度水質測定地点図（阪神地域詳細）



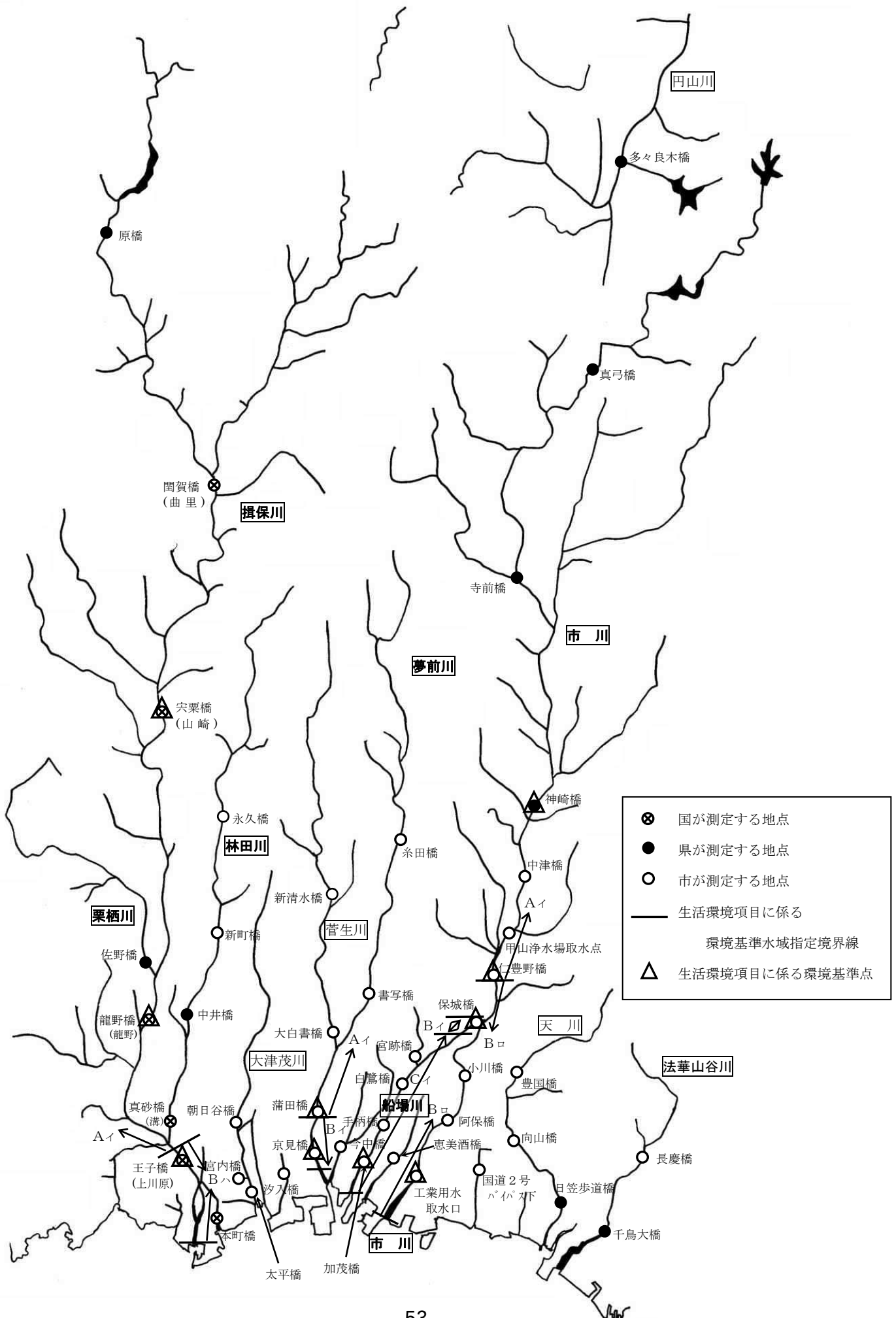
令和7年度水質測定地点図（東播磨～阪神地域）



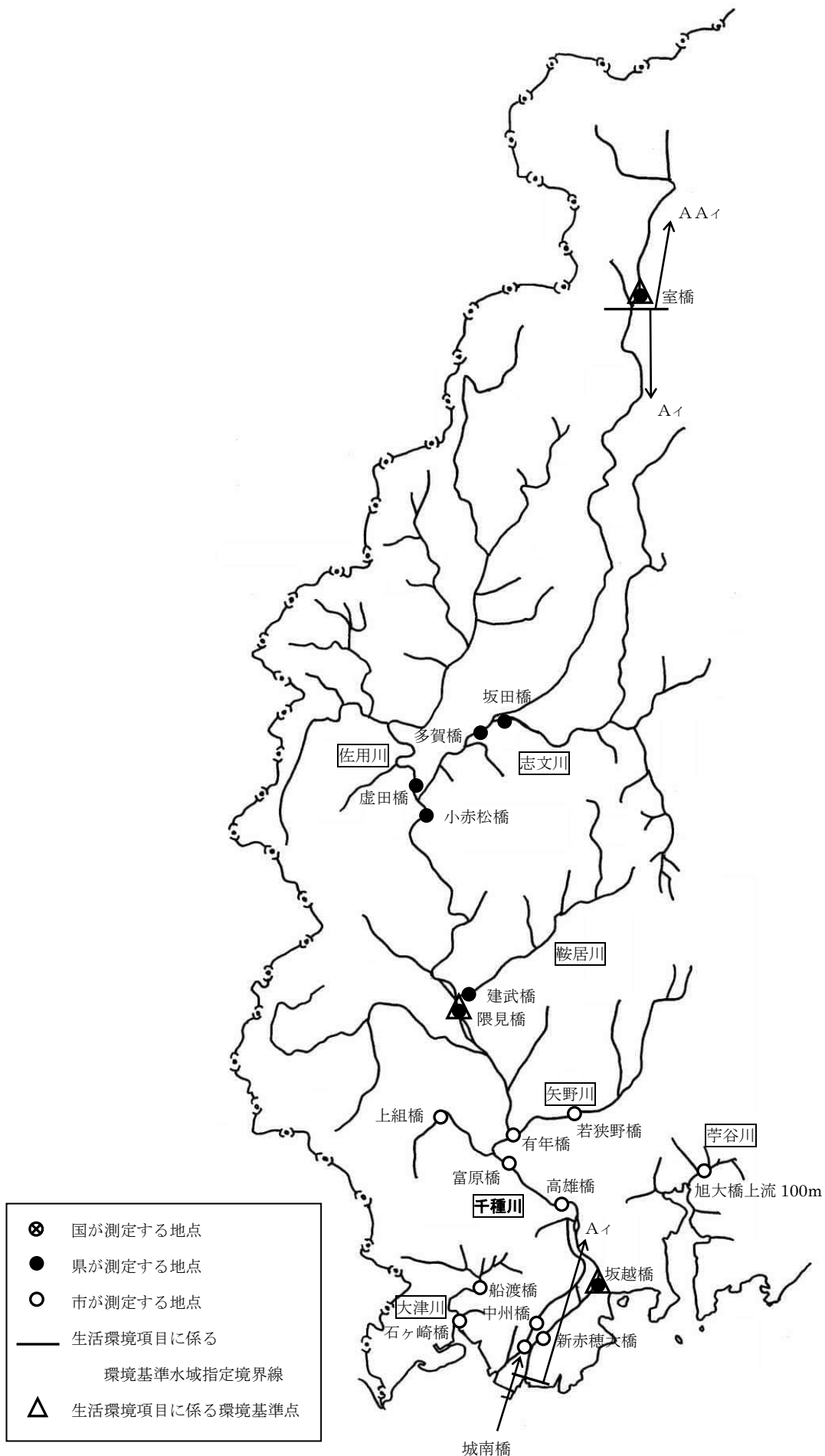
令和7年度水質測定地点図(丹波地域)



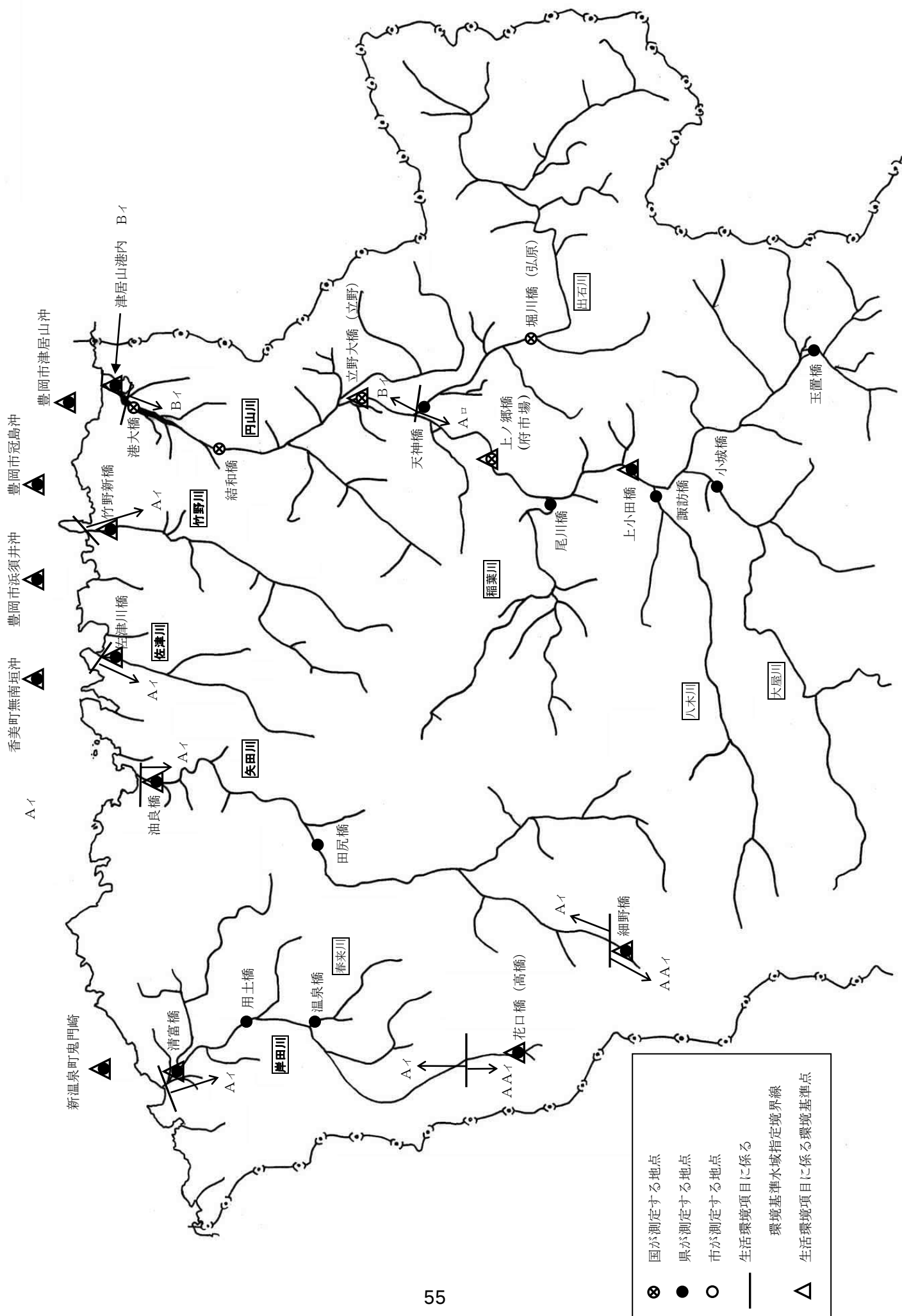
令和7年度水質測定地点図（中播磨地域）



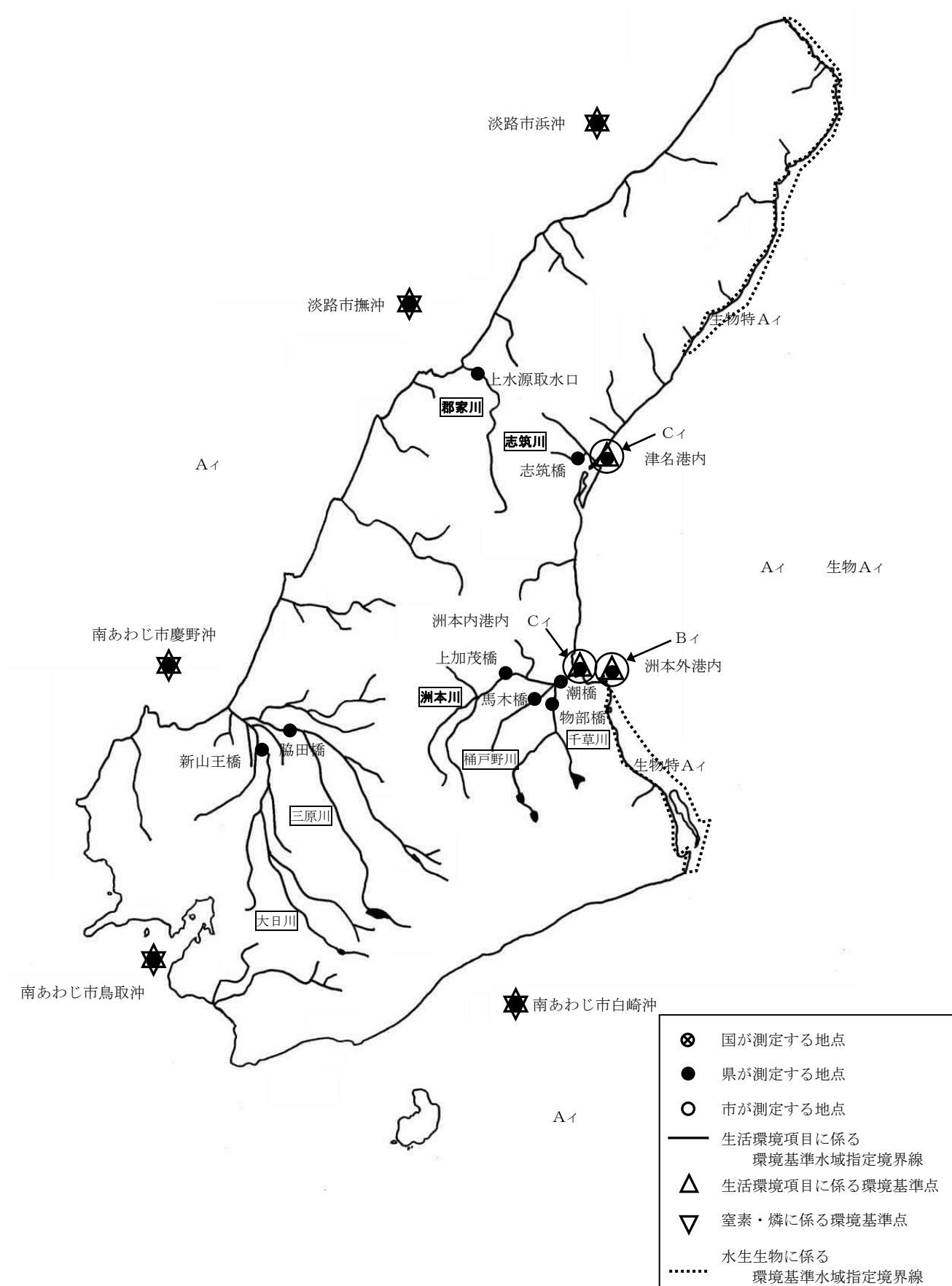
令和7年度水質測定地点図（西播磨地域）



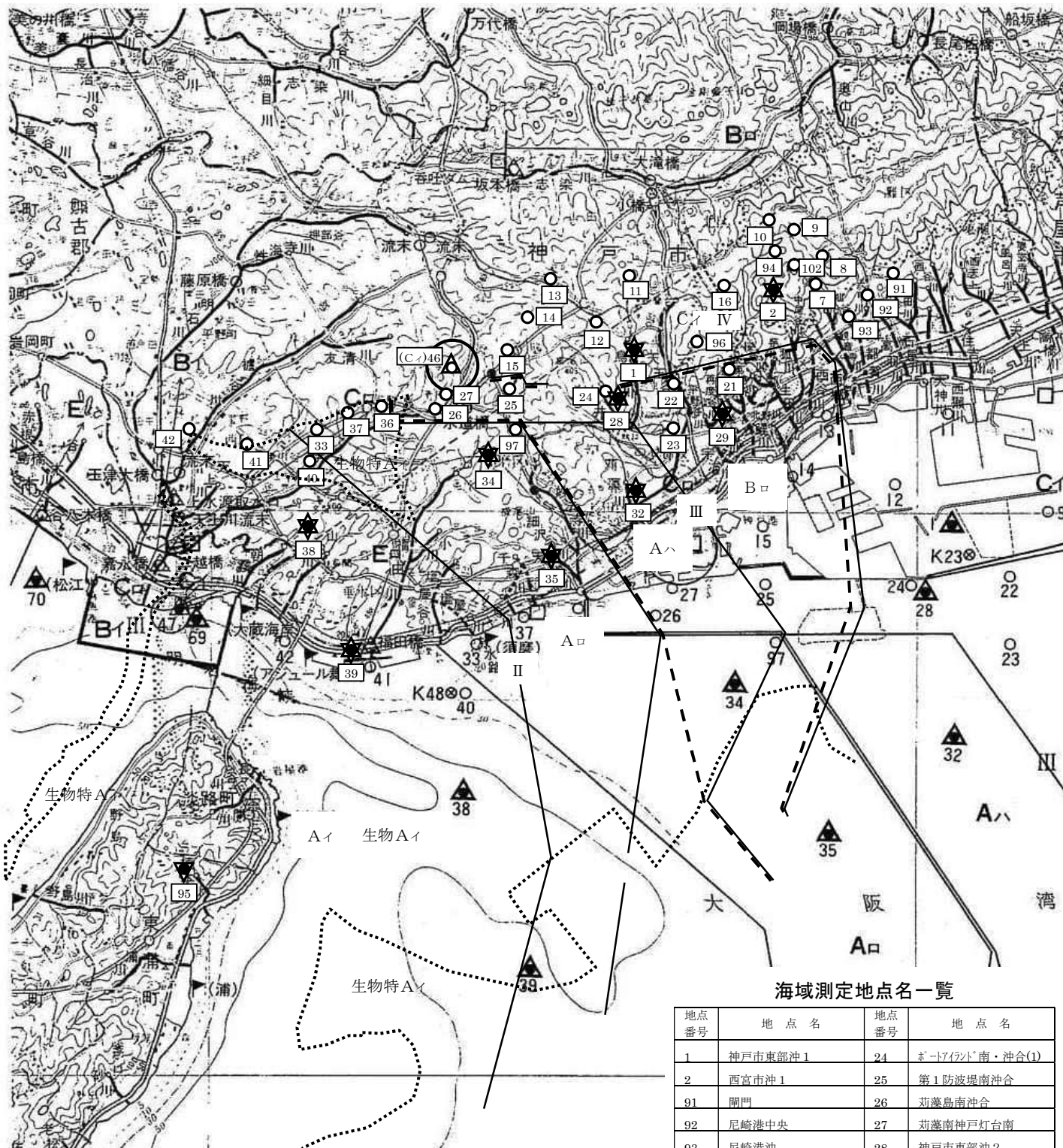
令和7年度水質測定地点図（但馬地域）



令和7年度水質測定地点図（淡路地域）



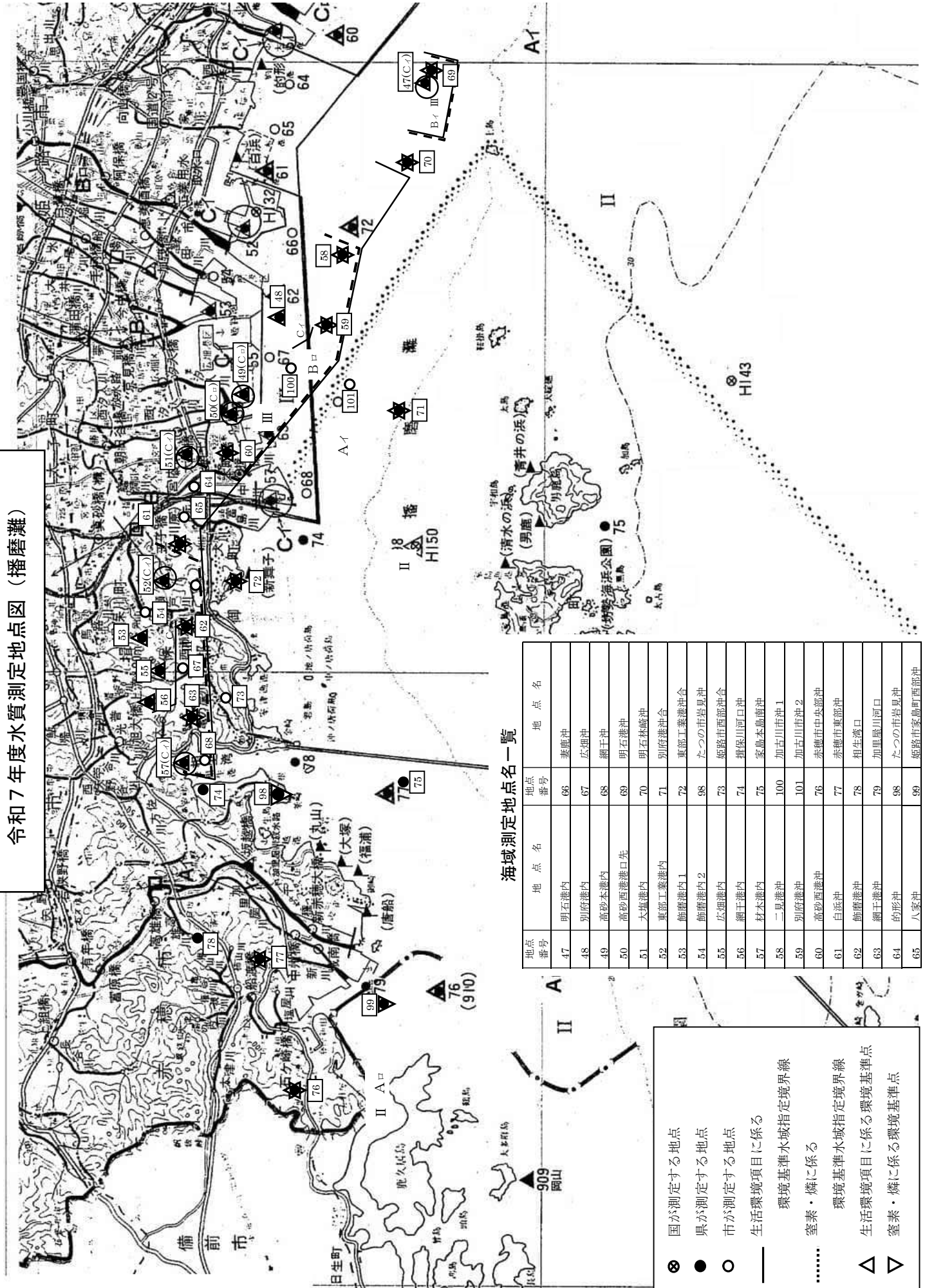
令和7年度水質測定地点図（大阪湾）



海域測定地点名一覧

地点 番号	地 点 名	地点 番号	地 点 名
1	神戸市東部沖1	24	ポートランド南・沖合(1)
2	西宮市沖1	25	第1防波堤南沖合
91	開門	26	苅藻島南沖合
92	尼崎港中央	27	苅藻南神戸灯台南
93	尼崎港沖	28	神戸市東部沖2
7	鳴尾浜沖	29	西宮市沖2
8	甲子園浜	32	神戸市東部沖3
9	今津港	33	海釣公園
102	甲子園浜沖	34	神戸市中央部沖
94	西宮浜	35	神戸市東部沖4
10	香榎園浜	36	須磨港西防波堤
11	第2工区南六甲大橋	37	JR須磨駅前
12	ポートランド東・第6防波堤北	97	ポートランド南・沖合(3)
13	葦合港摩耶大橋	38	神戸市西部沖1
14	神戸港東・神戸大橋	39	神戸市西部沖2
15	神戸港・中央	40	垂水海域・沖合
16	第4工区南・沖合(1)	41	垂水漁港
96	六甲アイランド南・沖合(3)	42	舞子漁港
21	第4工区南・沖合(2)	95	淡路島東部沖
22	六甲アイランド南・観測塔	46	兵庫運河材木橋
23	六甲アイランド南・沖合(2)		

- ⊗ 国が測定する地点
- 県が測定する地点
- 市が測定する地点
- 生活環境項目に係る
環境基準水域指定境界線
- - - 窒素・磷に係る
環境基準水域指定境界線
- △ 生活環境項目に係る環境基準点
- ▽ 窒素・磷に係る環境基準点
- 水生生物に係る
環境基準水域指定境界線



環境基準等

水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正令和7年4月1日環境省告示第 号)

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	規格K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は付表1(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L以下	規格K0102-3 24.3(規格K0102-3 24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から2までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から2までに定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(規格K0102-3 24.3.3.4のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01 mg/L以下	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	次の方法で算出した硝酸性窒素の濃度と亜硝酸性窒素の濃度の和を硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度とする。
ふつ素	0.8 mg/L以下	ア 硝酸性窒素
ほう素	1 mg/L以下	規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法により硝酸イオン濃度を測定し、その濃度に係数0.2259を乗じて硝酸性窒素濃度を算出する。
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	イ 亜硝酸性窒素

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

②生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

a 河川(湖沼を除く。)

(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当水域
		水素 イオン 濃度 (pH)	生物化学 的酸素 要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100ml 以下	1 千種川上流(千種町室橋から上流) 2 岸田川上流(岸田川発電所放流水合流点より上流) 3 矢田川上流(秋岡橋より上流)
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100ml 以下	1 猪名川上流(箕面川合流点より上流) 2 武庫川上流(三田市大橋より上流) 3 加古川上流(篠山川合流点より上流) 4 市川上流(仁豊野橋より上流) 5 夢前川上流(蒲田橋より上流) 6 揖保川上流(林田川合流点より上流) 7 千種川下流(千種町室橋から下流) 8 円山川上流(出石川合流点より上流) 9 岸田川下流(岸田川発電所放流水合流点より下流) 10 矢田川下流(秋岡橋より下流) 11 竹野川(全域) 12 佐津川(全域)
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU /100ml 以下	1 猪名川下流(1)(箕面川合流点より下流及び藻 川。ただし、藻川分岐点から藻川合流点を除く。) 2 神崎川(安威川、猪名川を除く神崎川) 3 武庫川中流(三田市大橋より仁川合流点まで) 4 明石川上流(伊川合流点より上流) 5 加古川下流(篠山川合流点より山陽線鉄橋まで) 6 加古川下流(山陽線鉄橋より下流) 7 市川下流(仁豊野橋より潮止えん堤まで) 8 夢前川下流(蒲田橋より潮止えん堤まで) 9 揖保川下流(林田川合流点より下流) 10 円山川下流(出石川合流点から港大橋まで) 11 志染川(吞吐ダム上流端から上流) 12 船場川上流(保城橋から上流)
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	1 武庫川下流(仁川合流点より下流) 2 明石川下流(伊川合流点より下流) 3 伊川(伊川と明石川との合流点から上流の伊川本 流) 4 庄下川(本流全域) 5 昆陽川(本流全域) 6 夙川(本流全域)

							7 船場川下流(保城橋から下流) 8 別府川(本流全域)
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	1 猪名川下流(2)(藻川分岐点から藻川合流点まで) 2 喜瀬川(本流全域)
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認 められな いこと。	2 mg/L 以上	—	1 福田川(本流全域) 2 谷八木川(本流全域)
測 定 方 法		規 格 K0102- 1 12に 定める 方法又 はガラ ス電極 を用い る水質 自動監 視測定 装置に よりこ れと同 程度の 計測結 果の得 られる 方法	規 格 K0102-1 18に定 める方 法	付表9に 掲げる方 法	規 格 K0102-1 21.2、 21.3、 21.4 及び21.5 に定める 方法又は 隔膜電極 若しくは光 学式セン サを用い る水質自 動監視測 定装置に よりこれ と同程度 の計測結 果の得ら れる方法	付表10に 掲げる方 法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 4 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。))については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。))については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
- 6 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 7 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級 : コイ、フナ等、 β —中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基 準 値			該当水域
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	1 猪名川(1) (ゴルフ橋(虫生地点)より上流に限る。)
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	—
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	1 猪名川(2) (ゴルフ橋(虫生地点)より下流に限る。) 2 神崎川(安威川及び猪名川を除く。)
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	—
測定方法		規格 K102-3 12.2、12.3、 12.4 及び 12.5 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規 格 K102-4 6.2.5 に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)					

b 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)
(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU /100ml 以下	—
A	水道2、3級 水産2級 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU /100ml 以下	千 苅 水 源 池 (千苅ダムのえん堤 及びこれに接続する 陸岸に囲まれた水域)
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—	—
測 定 方 法		規 格 K102-1 12に定める方法 又はガラス 電極を用いる 水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得られる方法	規 格 K102-1 17.2に定める方法	付表8に掲 げる方法	規格K102-1 21.2、21.3、 21.4及び21.5 に定める方法 又は隔膜は除 く。光学センサ を用いる水質 自動監視測定 装置によりこれ と同程度の計測 結果の得られる 方法	規 格 K0102-5 5.6.2(規格 K0102-5 5.6.2.7は除 く。)に定める 方法(ただし、 試料採取後直 ちに試験ができない ときは、0～ 5℃(凍結させない) の暗所に保存し、 9時間以内に 試験することが 望ましく、12 時間以内に試験 する。)	

備考

- 1 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 2 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml 以下とする。
- 3 水道3級を利用目的としている測定点(水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数1,000CFU/100ml 以下とする。
- 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)にてえあ、大腸菌数3000CFU/100ml以下とする。
- 5 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全 :自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級 :ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2・3級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 :ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級 :サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
水産3級 :コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 :沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級 :薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005 mg/L以下	—
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下	千苅水源池(千苅ダムのえん提及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域) ただし、全窒素の項目の基準値を除く。 暫定目標(令和7年度)全磷0.019 mg/L
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下	—
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	—
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—
測定方法		規格 K0102-2 17.3、17.4 又は 17.5 (規格 K0102-2 17.5.3.2を除く。)に定める方法	規格 K0102-2 18.4 (規格 K0102-2 18.4.1.4のbを除く。)に定める方法	

- 備考 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産 1 種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種 : コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
測定方法		規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び 12.5 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 K0102-4 6.2.5 に定める方法

(エ)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上

生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
測定方法		規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は付表 10 に掲げる方法
備考	1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。	

イ 海域
(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	
A	水産1級 自然環境保 全及びB以下 の欄に掲げる もの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	20 CFU /100ml 以下	検出され ないこと。	大 阪 湾 (3) ~ (5) 播 磨 海 域 (13) 播 磨 灘 北 西 部 淡路島西部・南部海域 山陰海岸地先海域
B	水産2級 工業用水及 びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出され ないこと。	大 阪 湾 (2) 洲 本 港 (2) 播磨海域(11)、(12) 津居山港海域
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	大 阪 湾 (1) 洲 本 港 (1) 津 名 港 兵 庫 運 河 播磨海域(1)~(10)
測 定 方 法		規 格 K0102-1 12に定める 方法又はガ ラス電極を 用いる水質 自動監視測 定装置によ りこれと同 程度の計測 結果の得ら れる方法	規 格 K0102-1 17.2に定める 方法(ただし、B類 型の工業用水及 び水産2級のう ちノリ養殖の利 水点における測 定方法はアルカ リ性法)	規 格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び21.5に定め る方法又は隔 膜電極を用い る水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得ら れる方法	規 格 K0102-5 5.6.2(規格 K0102-5 は 5.6.2.7 は 除く。)に 定める方 法(た だし、試料採 取後直 ちに試験 ができない ときは、0 ~5℃(凍 結させ ない)の 暗所に 保存し、 9時間 以内に 試験す ることが 望まし く、12 時間以 内に試 験する。)	規 格 K0102-1 22.5 に 定 める方法	

備考 1 アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料 50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L) 10mlを正確に加えたのち、沸騰した水溶液中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$\text{COD}(\text{O}_2 \text{ mg/L}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{ Na}_2 \text{ S}_2 \text{ O}_3 \times 1000 / 50$$

(a): チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(ml)

(b): 蒸留水について行った空試験値(ml)

f $\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価

2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300CFU/100ml以下とする。

3 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水産 1 級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級 : ポラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	—
Ⅱ	水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	大阪湾(ノハ) 播磨灘北西部 播磨海域 (二) 淡路島西部・南部海域
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	大阪湾(口) 播磨海域 (イ)(口)(ノハ)
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	大阪湾(イ)
測 定 方 法		規格K0102-2 17.4又は17.5 (規格 K0102-217.5.3. 2を除く。)に定 める方法	規格K0102-2 18.4(規格 K0102-2 18.4.1.4のbを 除く。)に定め る方法	

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産 1 種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産 2 種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水生生物が多獲される
 水産 3 種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼ ンスルホン酸及びそ の塩
生物A	水生生物が生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生 生物の産卵場(繁殖場)又 は幼稚仔の生育場として特 に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
測定方法		規格 K0102-3 12.2、 12.3、12.4 及び 12.5 に 定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 K0102-4 6.2.5 に 定める方法

(エ)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を 保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水 生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が 生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸 素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保 全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を 保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生 生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消 する水域	2.0 mg/L 以上
測定方法		規格 K0102-1 21.2、21.3、 21.4 及び 21.5 に定める方 法又は付表 10 に掲げる方 法
備考		
1 基準値は、日間平均値とする。		
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水 器を用いる。		

(3) 瀬戸内海(兵庫県)の海域における望ましい栄養塩類の濃度
(令和元年 10 月 25 日兵庫県告示第 513 号)

項目 類型	全窒素	全りん	該当水域
Ⅱ	0.2～0.3mg/L	0.02～0.03mg/L	大阪湾(ハ) 播磨灘北西部 播磨海域(ニ) 淡路島西部・南部海域
Ⅲ	0.2～0.6mg/L	0.02～0.05mg/L	大阪湾(ロ) 播磨海域(イ)(ロ)(ハ)
Ⅳ	0.2～1mg/L	0.02～0.09mg/L	大阪湾(イ)

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月 13 日環境庁告示第 10 号、最終改正令和3年 10 月7日環境省告示第 63 号)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ぼう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
備考	
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、別途定めた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	